

# 石井町地域福祉計画

〈計画期間：令和4年度～令和8年度〉

令和4年3月

徳島県石井町

# 目次

第1章 計画策定に当たって .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
第2章 石井町の地域福祉を取り巻く現状 .....	4
1 人口および世帯数の状況 .....	4
2 子ども・高齢者・障がい者・外国人等の状況 .....	9
3 支援等を必要とする人の状況 .....	14
4 社会福祉資源の状況 .....	17
5 アンケート調査結果の概要（抜粋） .....	18
6 地域福祉を取り巻く課題 .....	32
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
1 計画の理念 .....	37
2 計画の基本目標 .....	38
3 地域での支え合いの考え方 .....	39
4 施策の体系 .....	40
第4章 施策の展開 .....	41
基本目標1 地域の力による福祉活動の展開 .....	41
基本施策（1）地域福祉活動の促進 .....	41
基本施策（2）地域の防災対策の推進 .....	44
基本施策（3）地域の防犯・安全対策の推進 .....	46
基本施策（4）多様な主体との連携・協働の推進 .....	48
基本目標2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備 .....	49
基本施策（1）多様な課題に対応する相談支援体制の整備 .....	49
基本施策（2）情報提供の充実 .....	51
基本施策（3）セーフティネット機能の充実 .....	52
基本施策（4）自殺対策の推進（石井町自殺対策計画） .....	55
基本目標3 福祉のまちづくりの推進 .....	58
基本施策（1）物理的なバリアフリーの推進 .....	58
基本施策（2）心のバリアフリーの推進 .....	60
第5章 計画の推進に向けて .....	61
1 地域共生社会の実現に向けた体制整備 .....	61
2 計画の進行管理 .....	61
資料編 .....	63
石井町地域福祉計画策定委員会委員 .....	63
石井町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	64

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景・趣旨

昨今、人口減少や少子高齢化、多様な価値観や生活様式、働き方の広がり等により地域社会は大きく変化しています。地域福祉においても、担い手不足や活動者の高齢化が進み、地域での支え合いの機能は低下しています。加えて、世帯規模の縮小により、子育てや介護等に悩みや負担を抱えながらも、周りに頼ることができない状況も見受けられます。さらに、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもが同居する「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった1世帯で複数のリスクを抱えるといった問題も生じています。

一方、国においては令和22年(2040年)に高齢者人口がピークに達し、困窮化、孤立化、認知症の増加などの問題がより深刻化すると予測される中で、平成30年4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にもその考え方を広げ、地域福祉の理念が明確化されました。さらに令和2年6月に社会福祉法が再び一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像(理念)として「地域共生社会」が規定されました。また、地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示され、重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が令和3年度より新たに創設されました。さらに、SDGs達成のための国の取り組みも進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

こうした状況を踏まえ、本町においては、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの住民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として「石井町地域福祉計画」を策定します。

### ●ウィズコロナ時代の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集いふれあう支援のあり方の変容が懸念されています。生活困窮や認知症の増大が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的なつながりづくりの強化、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても考えていく必要があります。

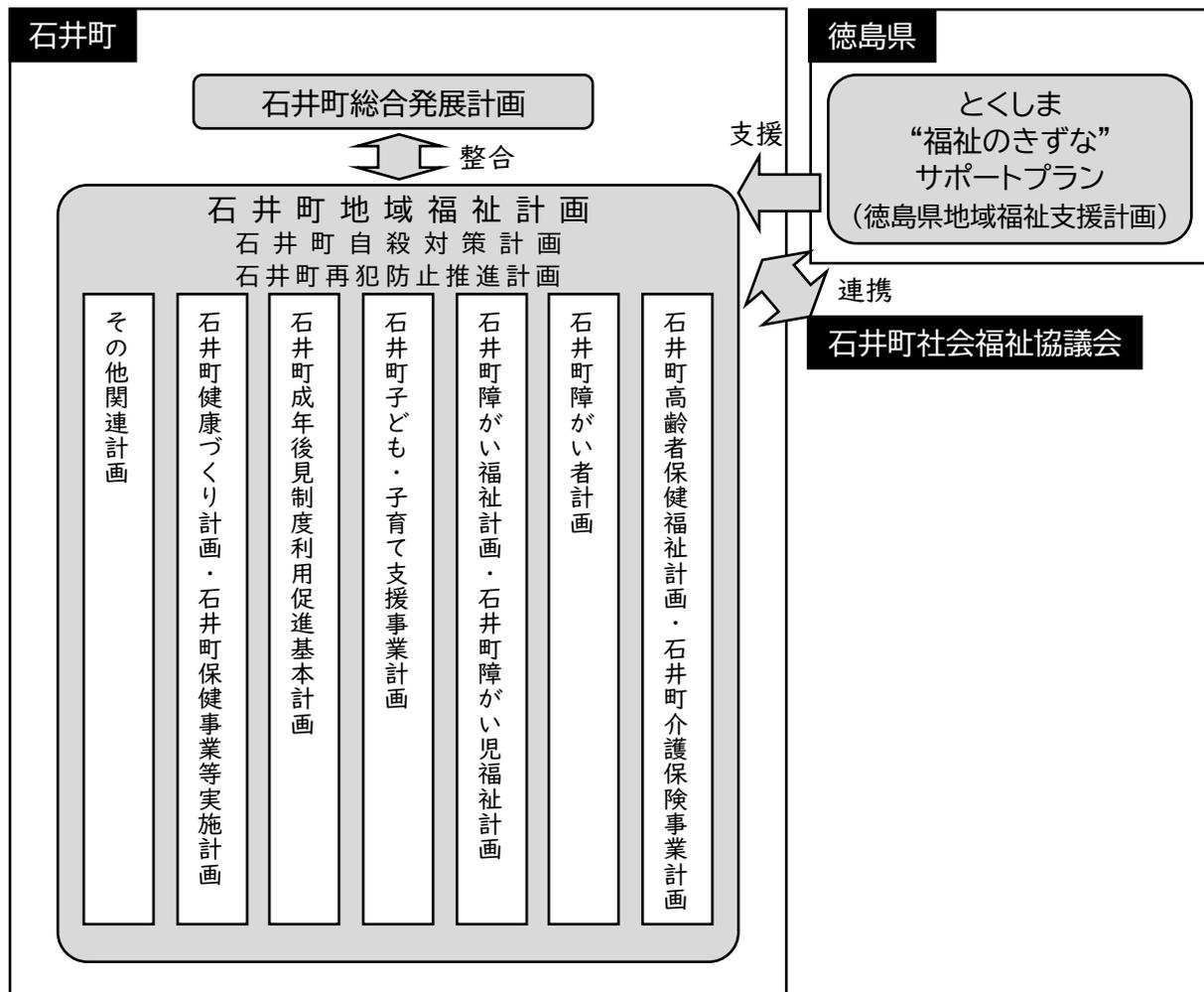
## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられます。既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、石井町に暮らすすべての住民を対象とした、地域における福祉活動を進めるための基本計画です。

また、本計画は自殺対策基本法第 13 条第 2 項の「当該市町村の区域内における自殺対策についての計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけます。

さらに、本計画は町全体の指針となる「石井町総合発展計画」との整合を図っていきます。社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、「石井町高齢者保健福祉計画・石井町介護保険事業計画」「石井町障がい者計画」「石井町障がい福祉計画・石井町障がい児福祉計画」「石井町子ども・子育て支援事業計画」などの他の計画とも整合を図りながら策定します。

### ◆本計画と関連計画との関係



### 3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、5年後に見直しを行います。

### 4 計画の策定体制

#### (1) 策定委員会の開催

計画を審議する場として「石井町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の審議、検討を行いました。

#### (2) アンケート調査

計画策定に当たり、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握する目的でアンケート調査を行いました。

調査対象	町内在住の18歳以上の男女
調査実施期間	令和3年8月10日～8月31日
調査方法	郵送による配布・回収
調査数	2,000人
回収数(率)	850人(42.5%)

#### (3) 関係団体・事業者及び各行政担当者に対する調査

地域福祉に係る活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見を聴取するための調査を実施しました。

また、子育て、高齢福祉、介護保険、障がい福祉等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、各行政担当者に調査を実施しました。

#### (4) パブリックコメント

石井町地域福祉計画策定委員会において検討し、作成した計画素案を住民に公表し、広く意見を求めることを目的に実施しました。

## 第2章 石井町の地域福祉を取り巻く現状

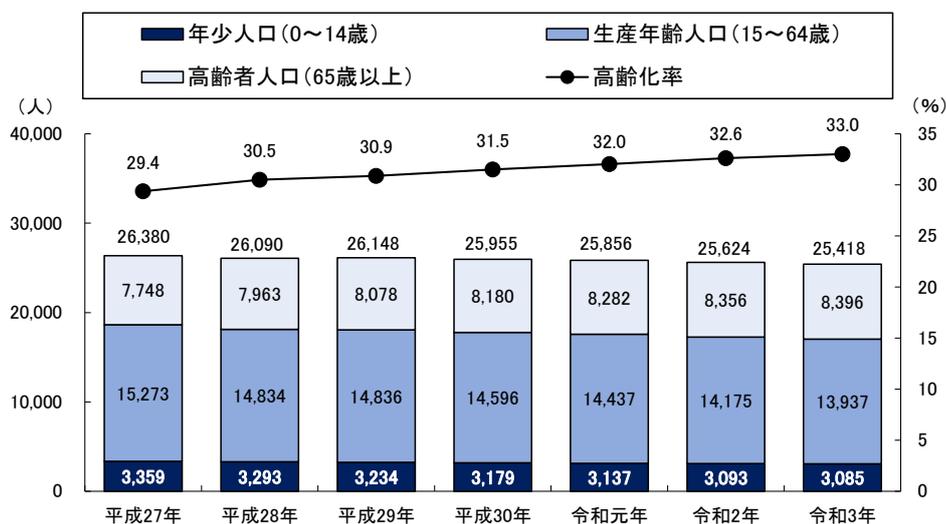
### 1 人口および世帯数の状況

#### (1) 人口の状況

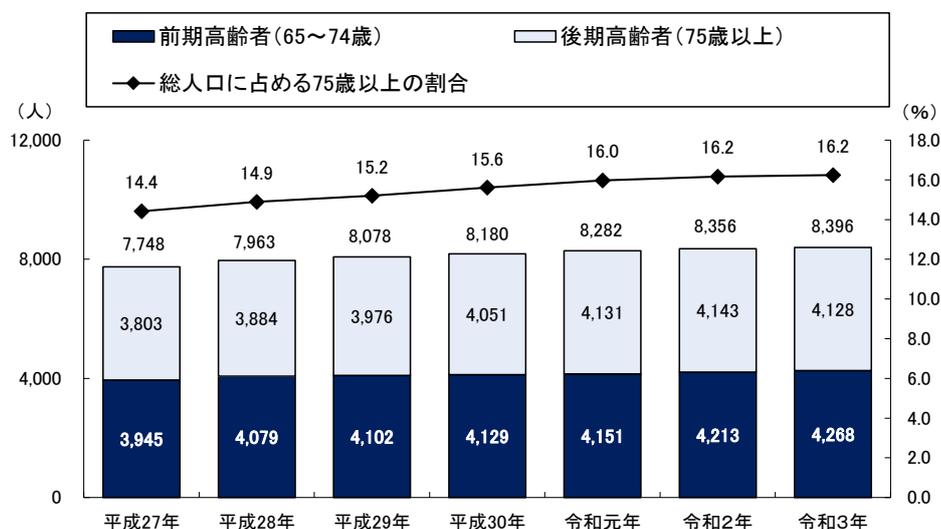
本町の総人口はゆるやかな減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、年少人口が平成27年以降減少し続けています。一方で、高齢者人口は平成27年以降増加し続けており、それに伴い高齢化率も上昇の一途を辿っています。

また、総人口に占める75歳以上の割合も、平成27年から令和2年にかけて上昇し続けていることがわかります。

#### ◆総人口・年齢3区分別人口の推移



#### ◆高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

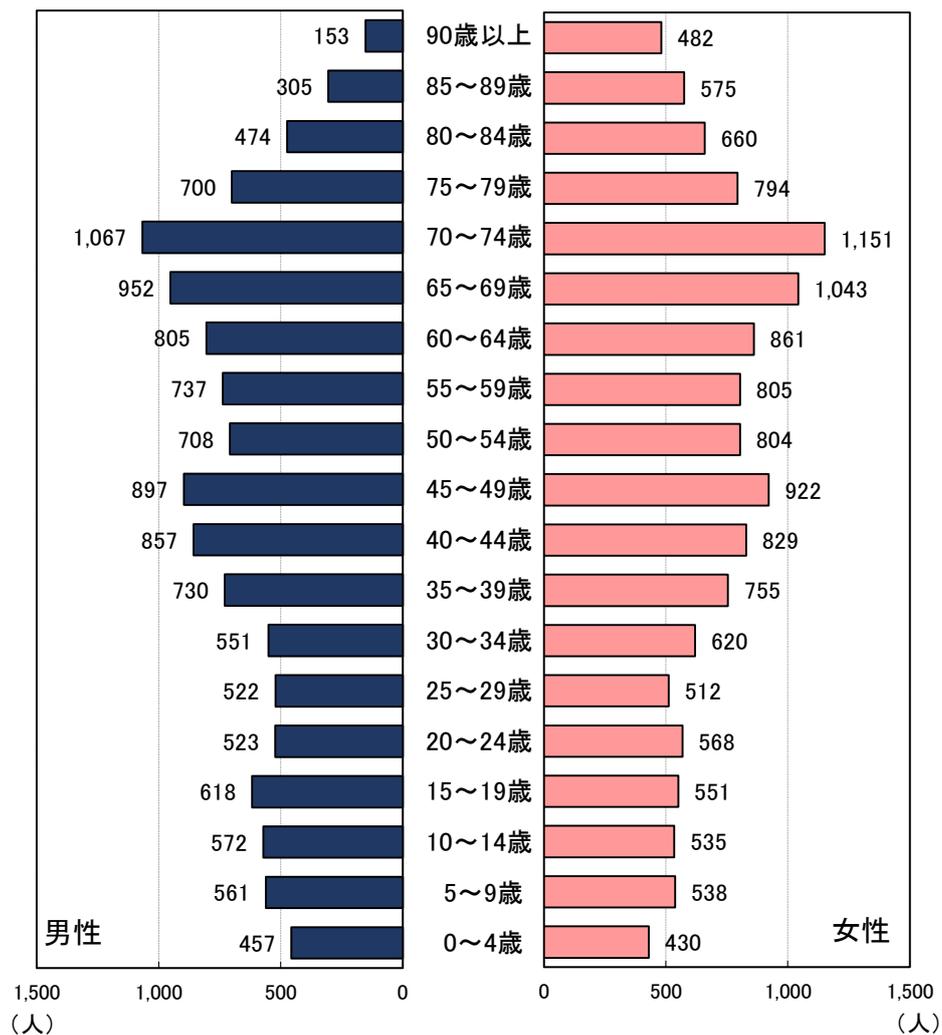
## (2) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女ともに65～74歳が多くなっています。

令和4年には、団塊の世代が75歳以上になり始めることから、今後は後期高齢者の増加が見込まれます。

一方、男女ともに35歳未満の人口が少なく、少子高齢化が一層進行していることがうかがえます。

### ◆人口ピラミッド（令和2年9月末現在）



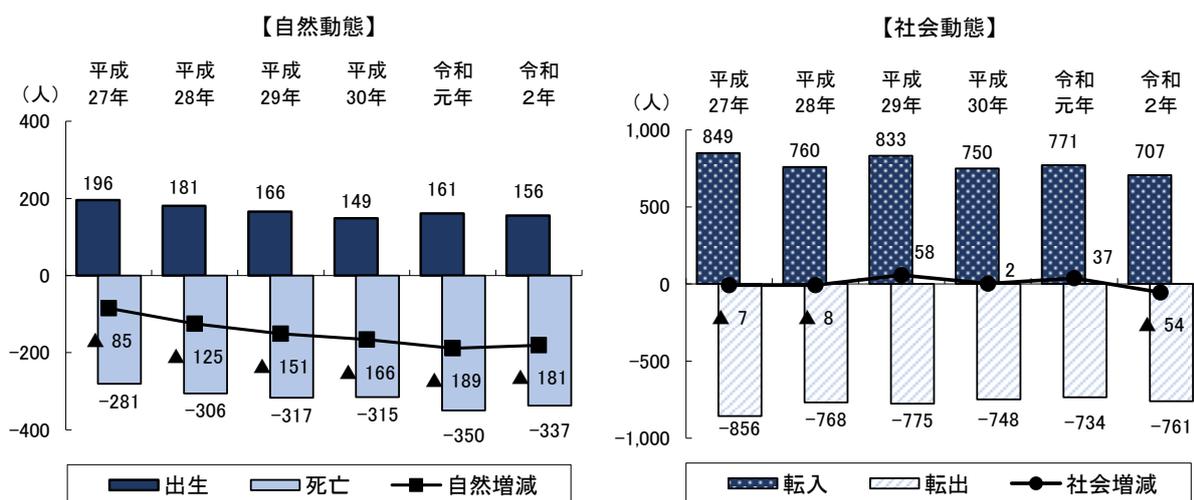
資料：住民基本台帳（R2年9月末現在）

### (3) 自然動態と社会動態

本町の人口動態は、出生から死亡を差し引いた自然増減はマイナスで推移しています。

一方、転入から転出を差し引いた社会増減は、平成29年から令和元年にかけてプラスに転じていますが、令和2年に再びマイナスに転じています。

#### ◆自然動態と社会動態の推移



単位：人

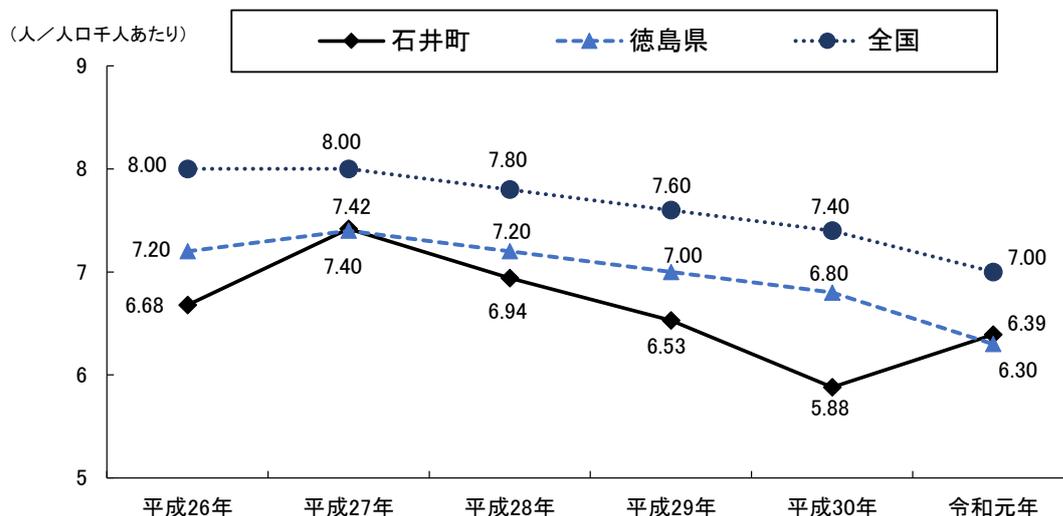
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数	196	181	166	149	161	156
死亡数	281	306	317	315	350	337
自然動態	▲85	▲125	▲151	▲166	▲189	▲181
転入数	849	760	833	750	771	707
転出数	856	768	775	748	734	761
社会動態	▲7	▲8	58	2	37	▲54

資料：徳島県人口移動調査年報

#### (4) 出生率の推移と比較

本町の出生率は、平成26年から27年にかけて増加し、以降30年まで減少を続け、令和元年に再び増加しており人口千人あたり6.39人となっています。また、徳島県や全国と比較すると、おおむね低い水準で推移していることがわかります。

##### ◆出生率の推移と比較（県・国）

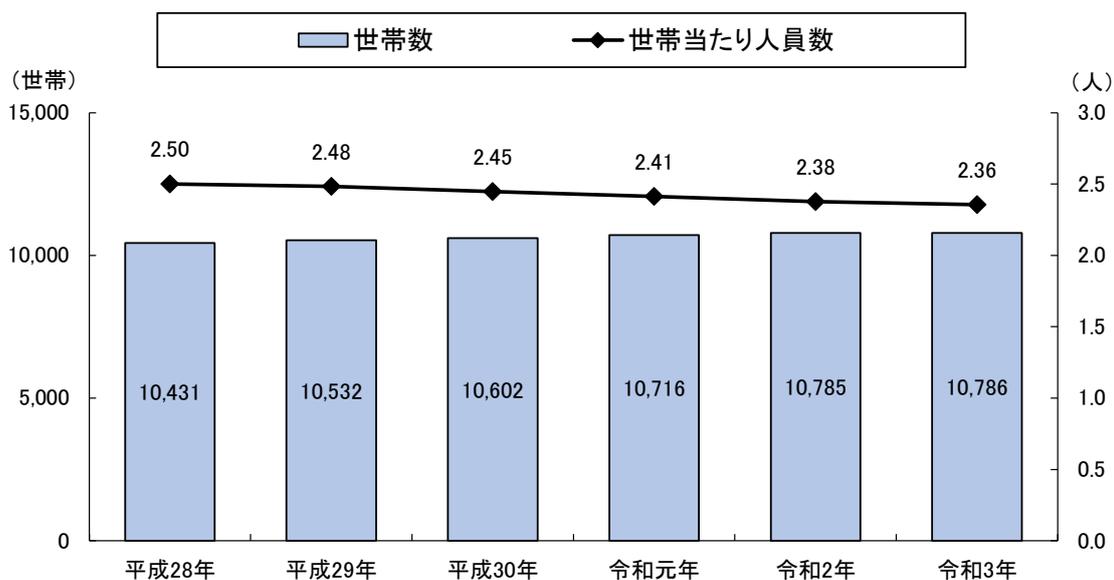


資料：徳島県人口移動調査年報、人口動態統計（全国、県）

#### (5) 世帯数の推移

本町の世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、令和3年では10,786世帯となっています。一方、一世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和3年では2.36人となっています。

##### ◆世帯数、一世帯当たり人員数の推移

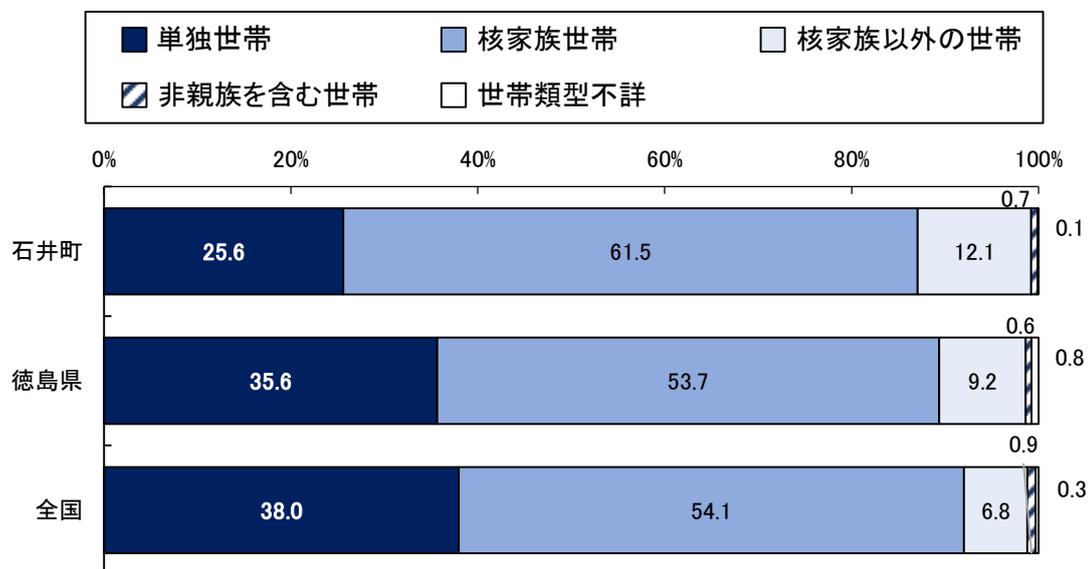


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## (6) 世帯構成比の比較

本町の世帯構成比は、核家族世帯が61.5%で半数以上を占めています。また、徳島県や全国と比較すると、単独世帯の割合が低く、核家族以外の世帯の割合が高くなっています。

### ◆世帯構成比の比較（県・国）



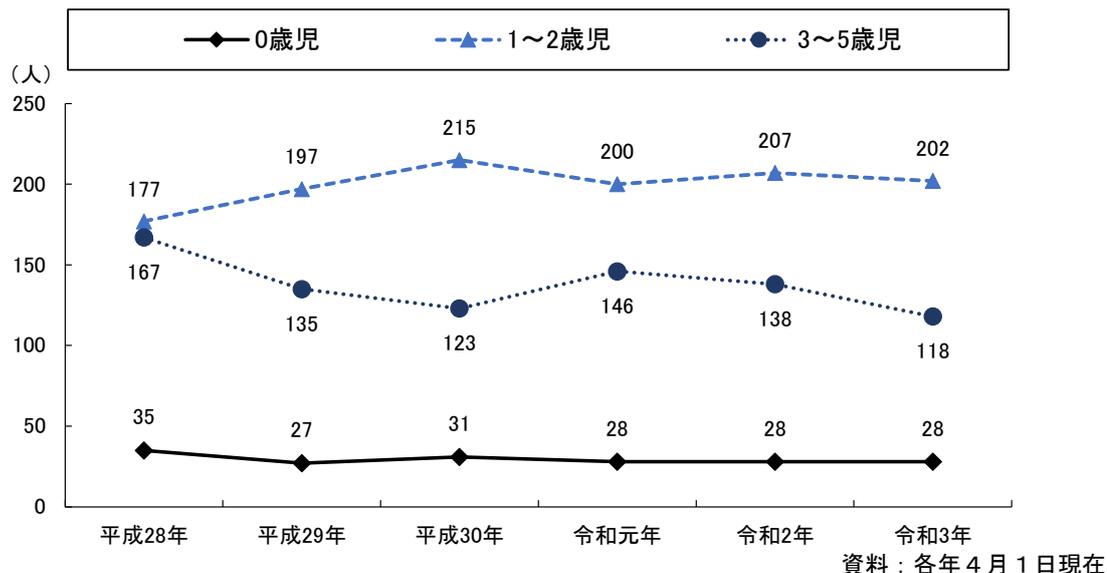
資料：国勢調査（R2年）

## 2 子ども・高齢者・障がい者・外国人等の状況

### (1) 認可保育所利用児童数の推移

平成28年と令和3年を比較すると、0歳児および3～5歳児は減少傾向となっていますが、1～2歳児は増加傾向になっています。平成29年度から、保育所における3歳以下の児童の保育充実を図るため、町立保育所を希望する4・5歳児は幼稚園に入園となったのが要因と考えられます。

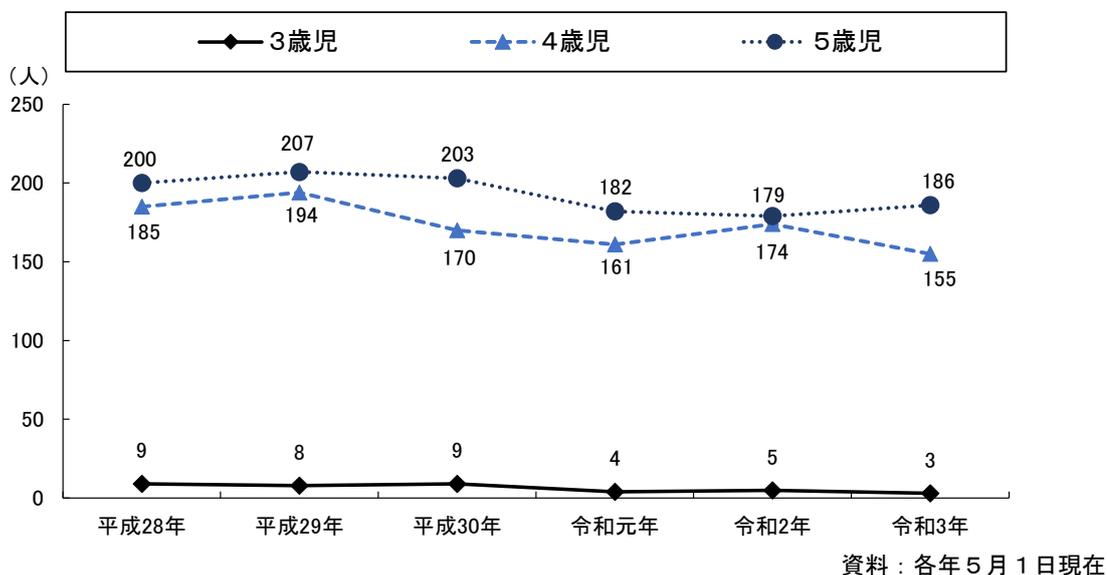
#### ◆認可保育所利用児童数の推移



### (2) 幼稚園利用児童数の推移

3歳児は平成30年以降減少傾向にあり、令和3年には3人となっています。また、平成28年から令和3年にかけて、5歳児が4歳児の人数を上回る形で推移しています。

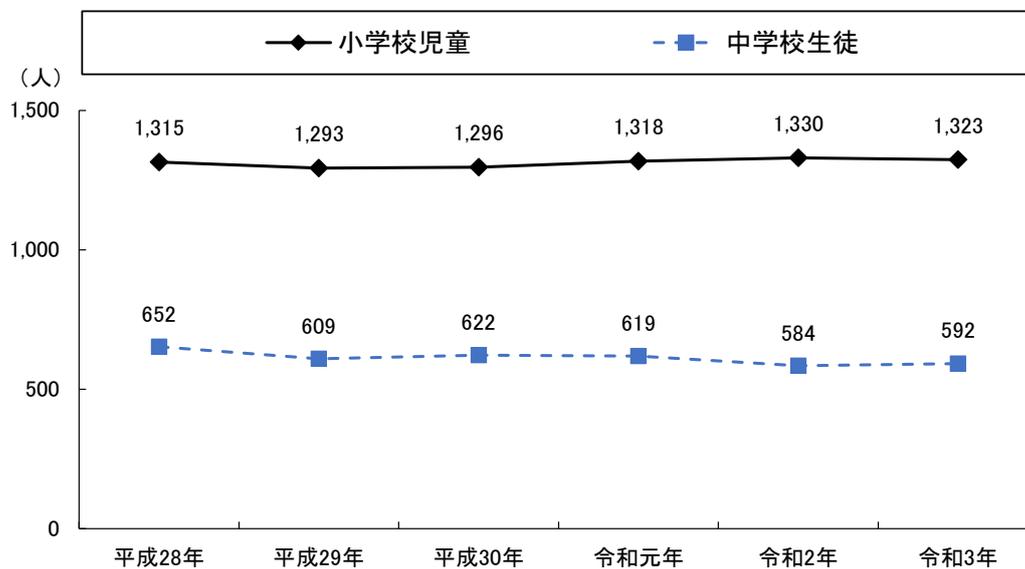
#### ◆幼稚園利用児童数の推移



### (3) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数については、小学校児童数はほぼ横ばいの数値で推移しています。中学校生徒数は平成30年以降減少傾向にあり、令和2年、3年では600人を下回っています。

#### ◆児童・生徒数の推移

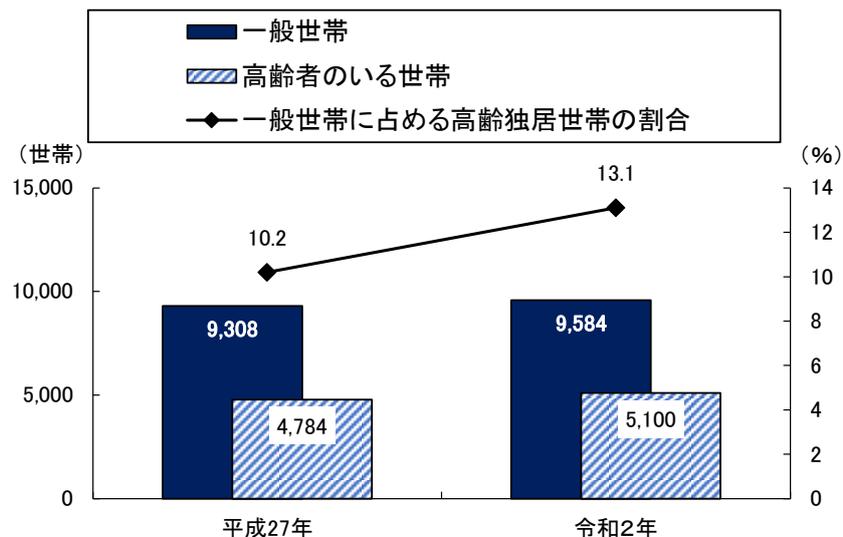


資料：各年5月1日現在

### (4) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯数は、平成27年から令和2年にかけて300世帯以上増加しています。また、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は、5年間で2.9ポイント上昇しています。

#### ◆高齢者のいる世帯数

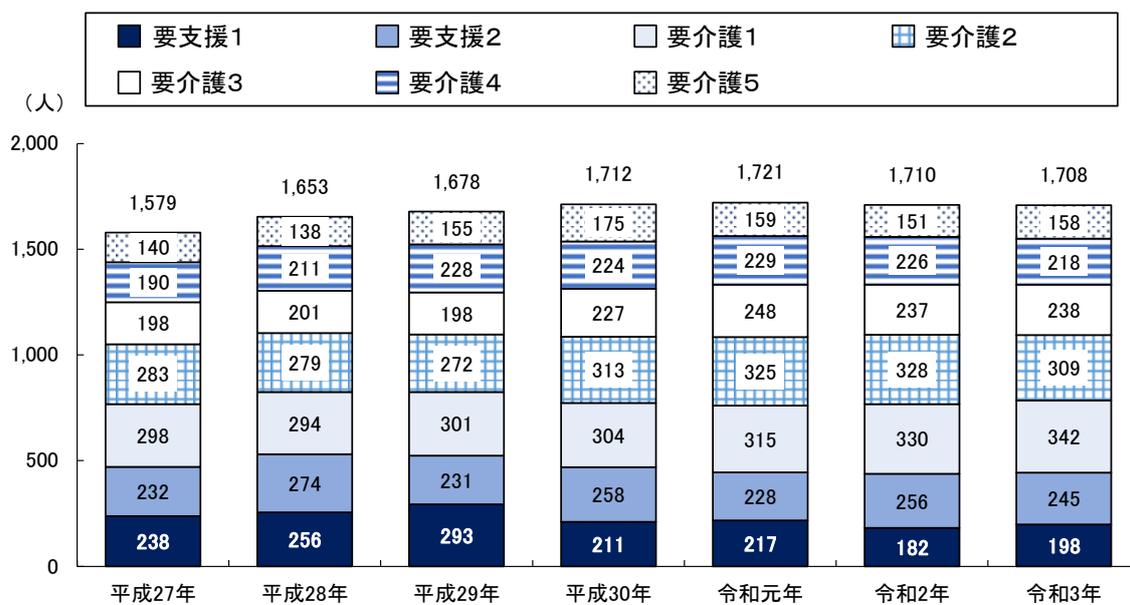


資料：国勢調査

## (5) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は、令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年以降はやや減少しています。また、要介護度別にみると、平成28年から令和3年にかけて要介護1が50人近く増加しています。また、要支援1は平成29年から平成30年にかけて80人以上減少しています。

### ◆要介護等認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

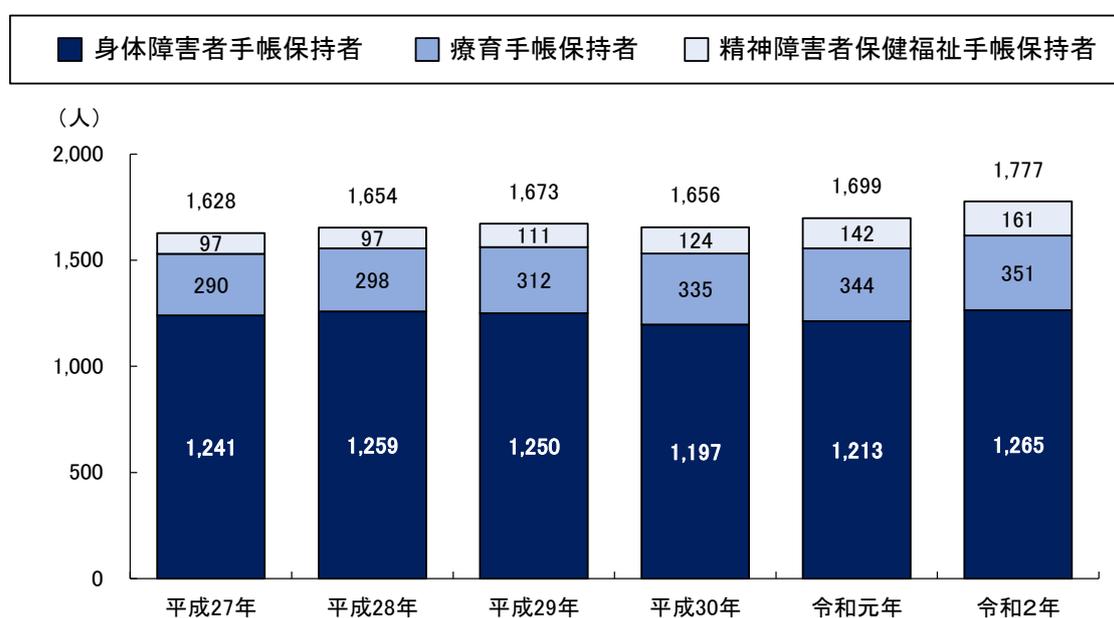
## (6) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成27年の1,628人から令和2年には1,777人と149人増加しています。障がい種別にみると、身体障害者手帳保持者は平成28年から30年にかけて減少傾向にありましたが、令和元年以降再び増加しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、ともに平成27年から令和2年にかけて増加傾向にあります。

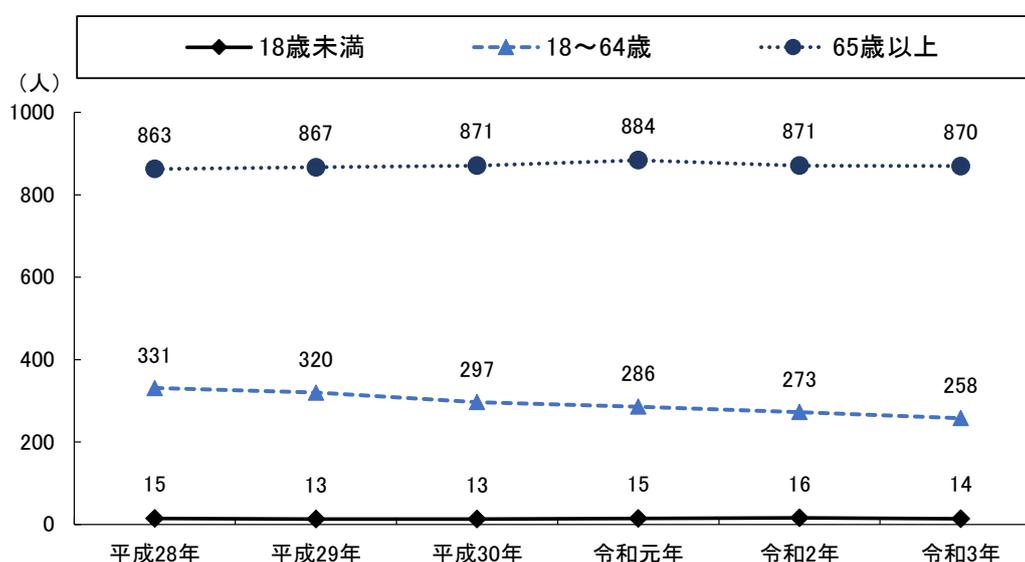
身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、18歳未満と65歳以上は増減を繰り返しながら推移していますが、18～64歳は年々減少していることがわかります。

障がい部位別にみると、平成27年から令和2年にかけて肢体は11人の減少、それ以外の部位は増加あるいは変わらずという結果になっています。

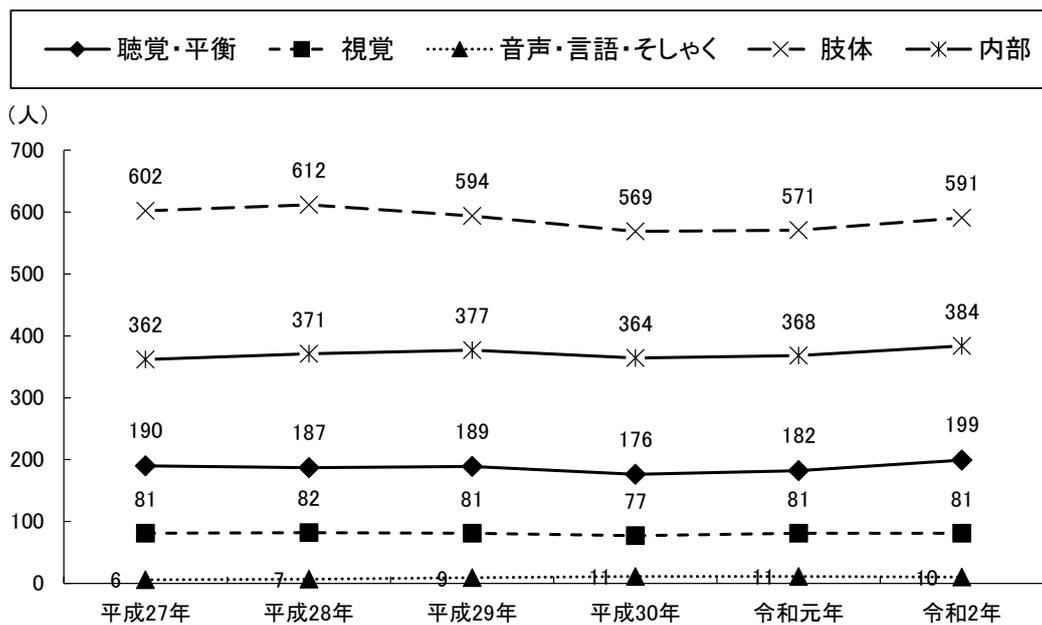
### ◆障害者手帳所持者数の推移



### ◆年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



◆部位別身体障害者手帳所持者数の推移



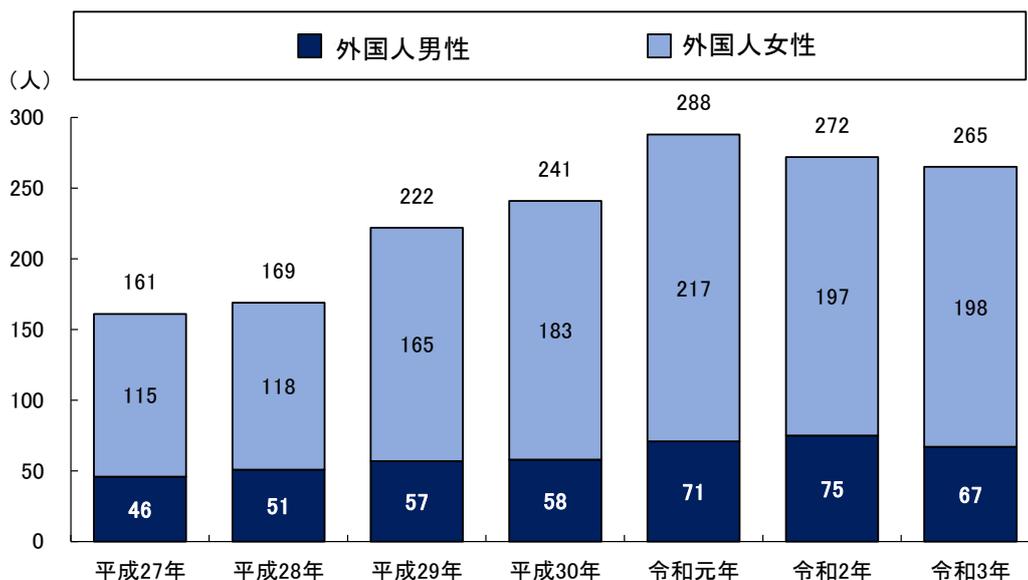
資料：石井町福祉生活課（各年度末現在）

(7) 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は、令和元年以降やや減少しているものの、平成27年の161人から100人以上増加し、令和3年では265人となっています。

性別にみると、外国人女性が大きく増加しており、平成27年から令和3年にかけて83人の増加となっています。これに対し、外国人男性は、21人の増加にとどまっています。また、いずれの年も女性が男性の数を2～3倍ほど上回っていることがわかります。

◆外国人住民人口の推移



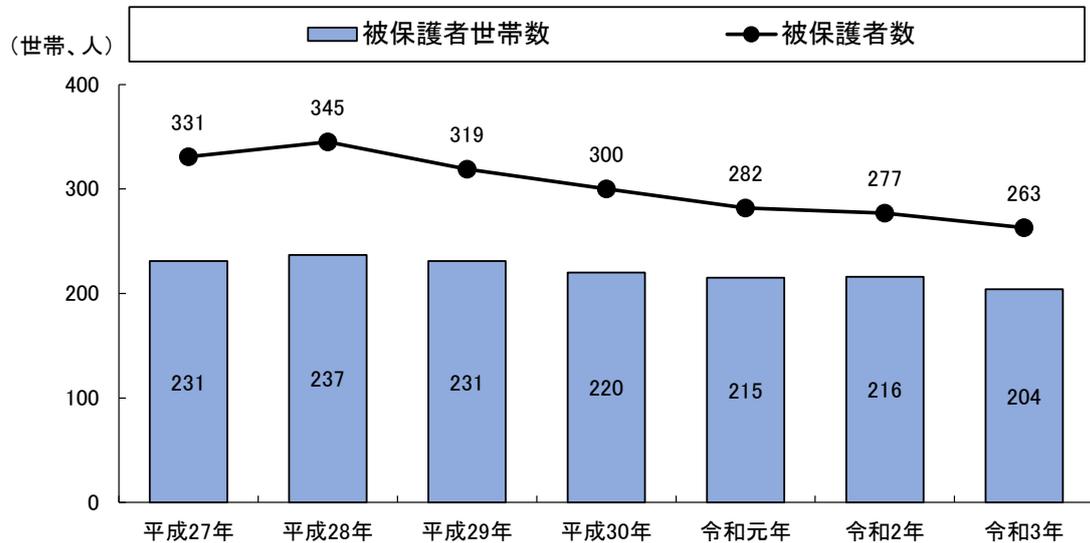
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### 3 支援等を必要とする人の状況

#### (1) 生活保護の被保護者数・被保護者世帯数の推移

生活保護の被保護者世帯数、被保護者数ともに平成 28 年以降、減少傾向にあります。

##### ◆生活保護の被保護者数・被保護者世帯数の推移

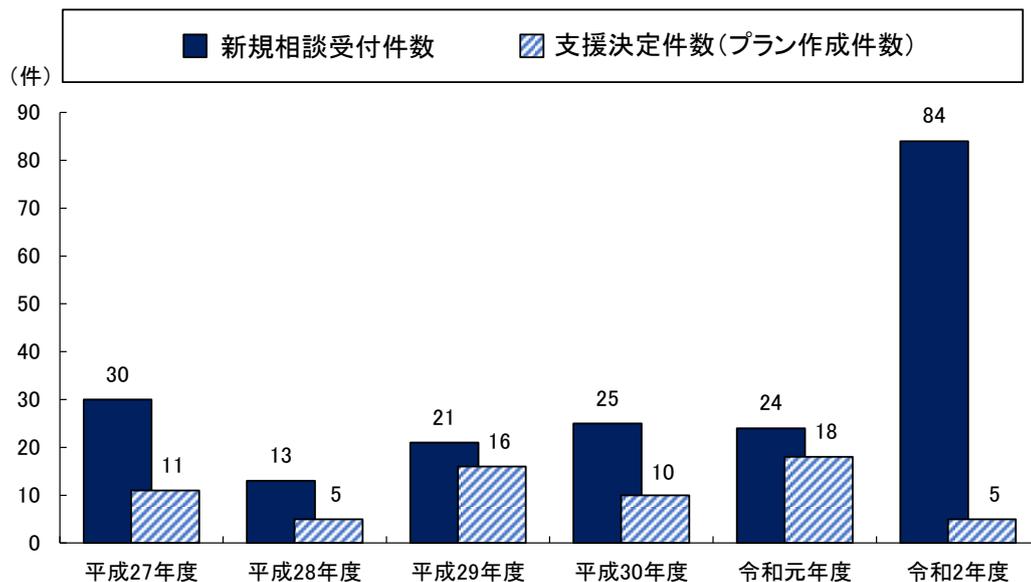


資料：各年 4 月 1 日現在

#### (2) 生活困窮者自立相談支援

生活困窮者自立相談支援の推移をみると、令和元年度から 2 年度にかけて新規相談受付件数が大きく増加しています。一方、支援決定件数は増減を繰り返しつつ推移していますが、令和 2 年度では 5 件となっており、平成 28 年度と並んで直近 6 年間で最も低い数値となっています。

##### ◆生活困窮者自立相談支援に関する新規相談者数の推移



資料：各年 4 月 1 日現在

### (3) 町長申立てによる成年後見制度の利用者数

町長申立てによる成年後見制度の利用者数は、平成27年度から令和2年度にかけて高齢者の利用が2～5名程度となっています。障がい者の利用については、平成28年度と令和元年度に1人となっています。

#### ◆町長申立てによる成年後見制度の利用者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	2	2	5	3	4	4
障がい者	0	1	0	0	1	0

#### 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

#### ■成年後見制度の種類

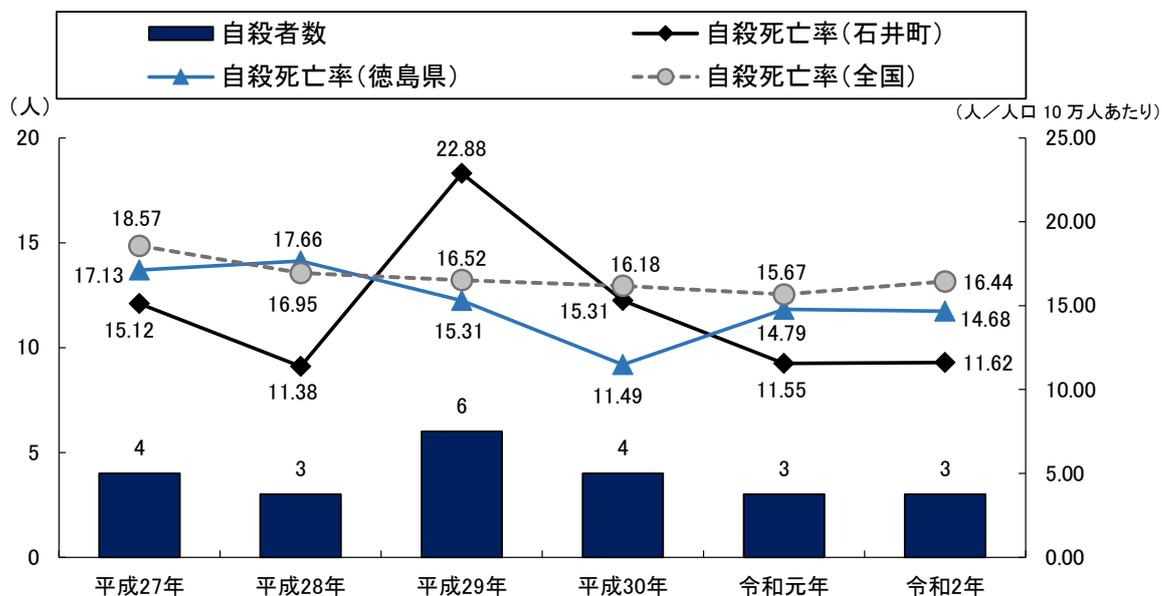
任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	判断能力が不十分な方へ	判断能力が著しく不十分な方へ	判断能力が欠けているのが通常の状態の方へ
判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消
自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任（本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）		

石井町においては、支援を必要とするすべての人が適切に支援を受けられるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、利用者の権利擁護と意思決定支援尊重により、安心して暮らせるように支援します。

#### (4) 自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺者数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて 3～6 人程度で推移しています。また、自殺死亡率を徳島県及び全国と比較すると、平成 29 年度が人口 10 万人あたり 22.88 人と突出しています。

##### ◆自殺者数・自殺死亡率の推移



単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自殺者数	4	3	6	4	3	3
自殺死亡率(石井町)	15.12	11.38	22.88	15.31	11.55	11.62
自殺死亡率(徳島県)	17.13	17.66	15.31	11.49	14.79	14.68
自殺死亡率(全国)	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(住居地・自殺日ベース)

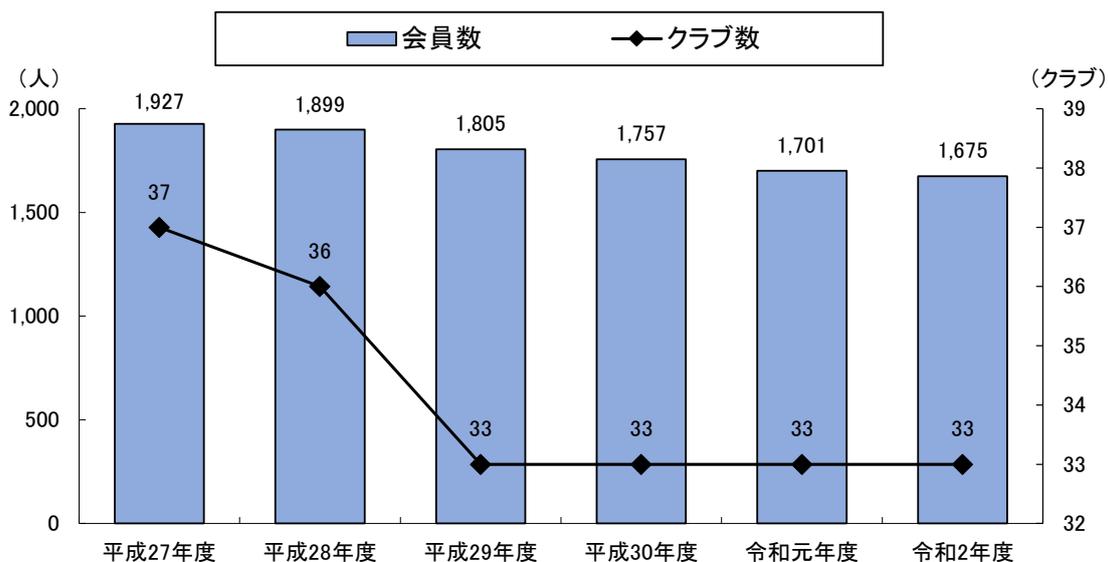
※自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数

## 4 社会福祉資源の状況

### (1) 老人クラブ

老人クラブについては、クラブ数は平成27年度から29年度にかけて減少していますが、それ以降は変化がみられません。会員数は減少傾向にあり、平成27年度の1,927人から、令和2年度には1,675人と252人減少しています。

#### ◆老人クラブ会員数とクラブ数の推移

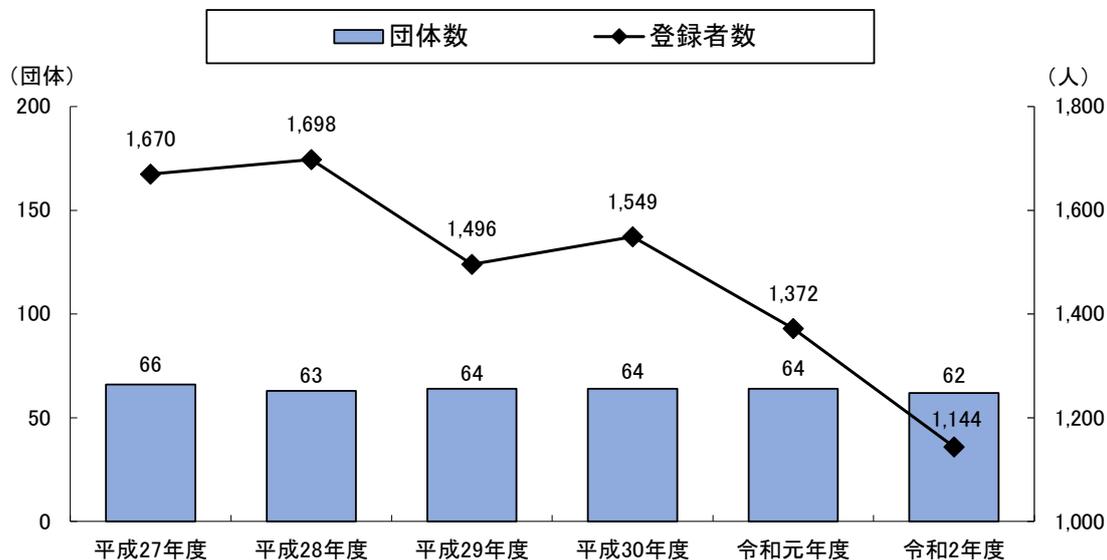


### (2) ボランティア

ボランティア団体数はほぼ横ばいの数値で推移していますが、令和2年度では、直近6年で最も少ない62団体となっています。

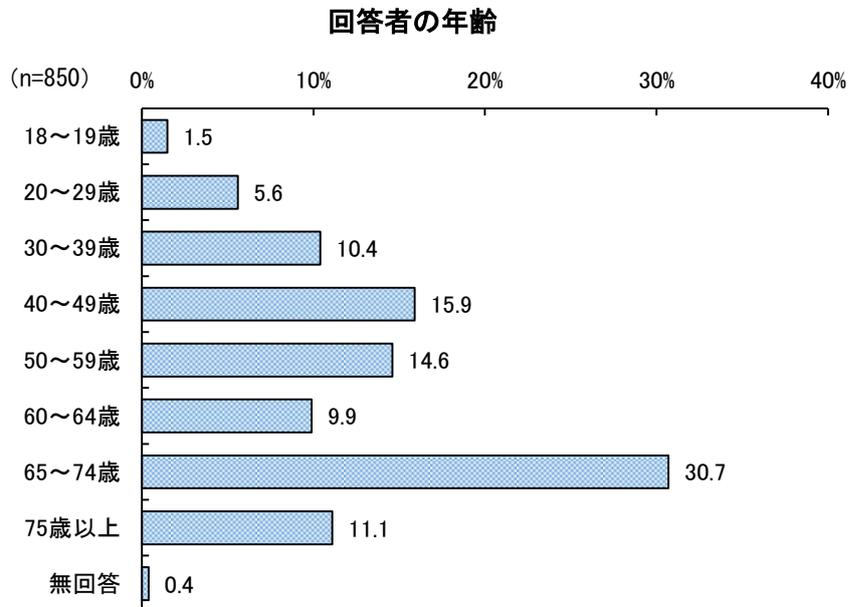
ボランティア登録者数は減少傾向にあり、令和2年度では1,144人となっています。令和元年度以降はコロナ禍の影響で、減少幅がさらに大きくなっているものと考えられます。

#### ◆ボランティア登録者数と団体数の推移

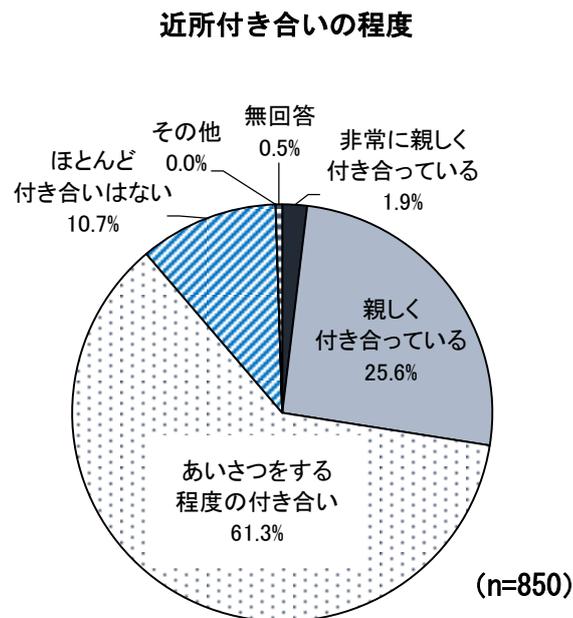


## 5 アンケート調査結果の概要（抜粋）

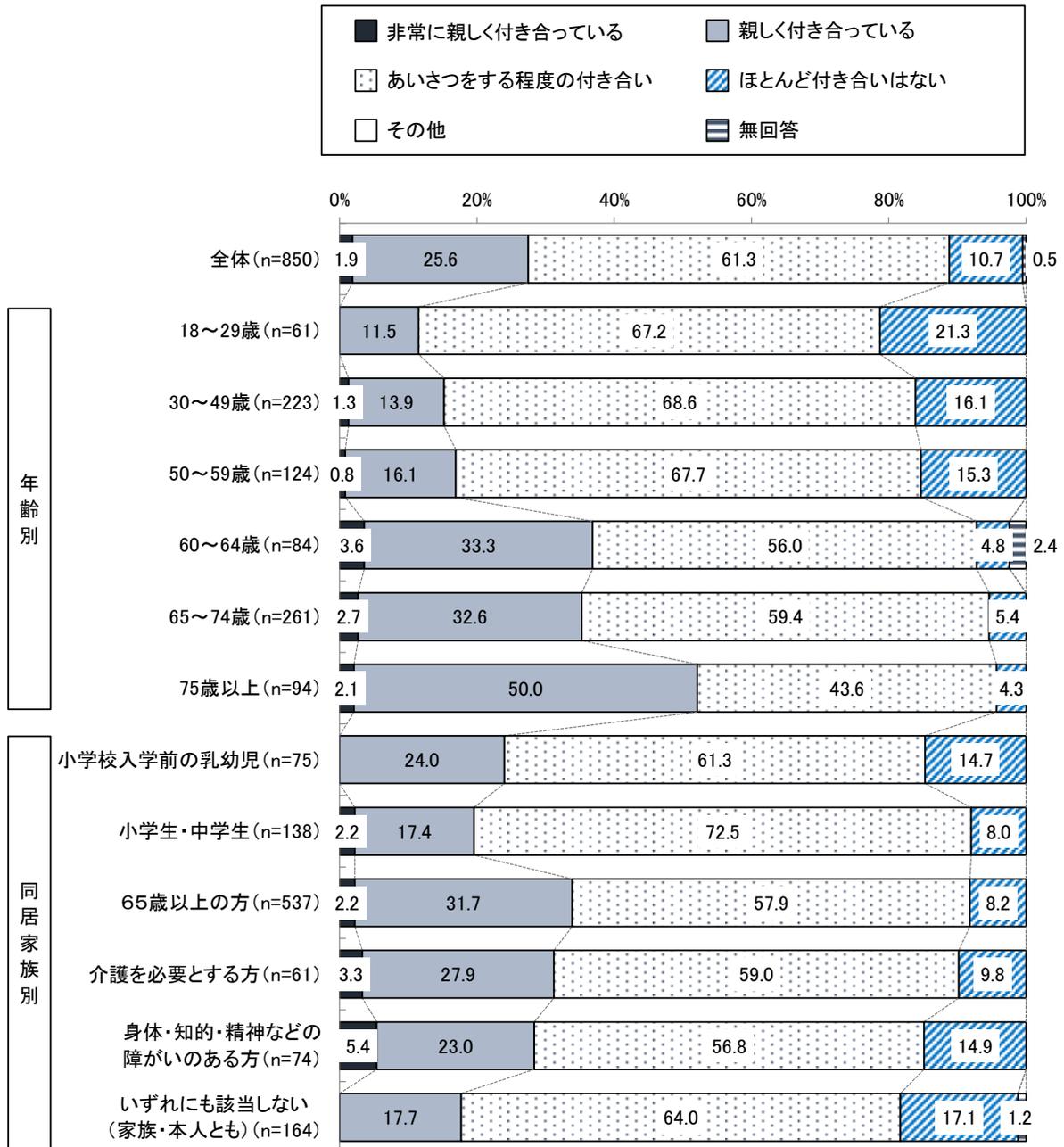
問 あなたの年齢をお答えください。



問 あなたは、現在、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。

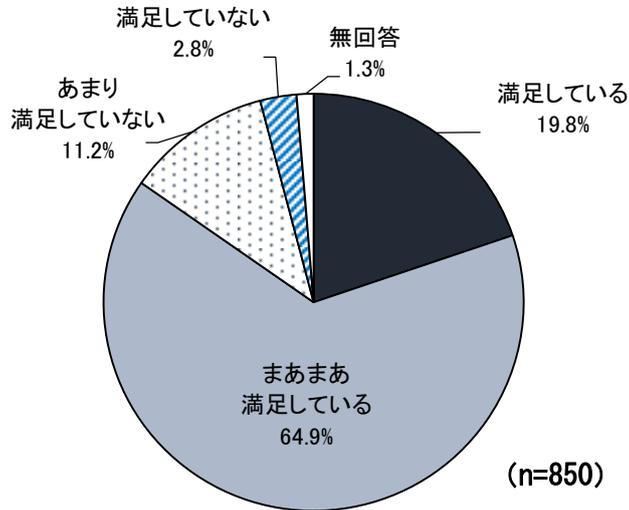


### 近所付き合いの程度（全体、年齢別、同居家族別）



問 近所の人との付き合いに満足していますか。

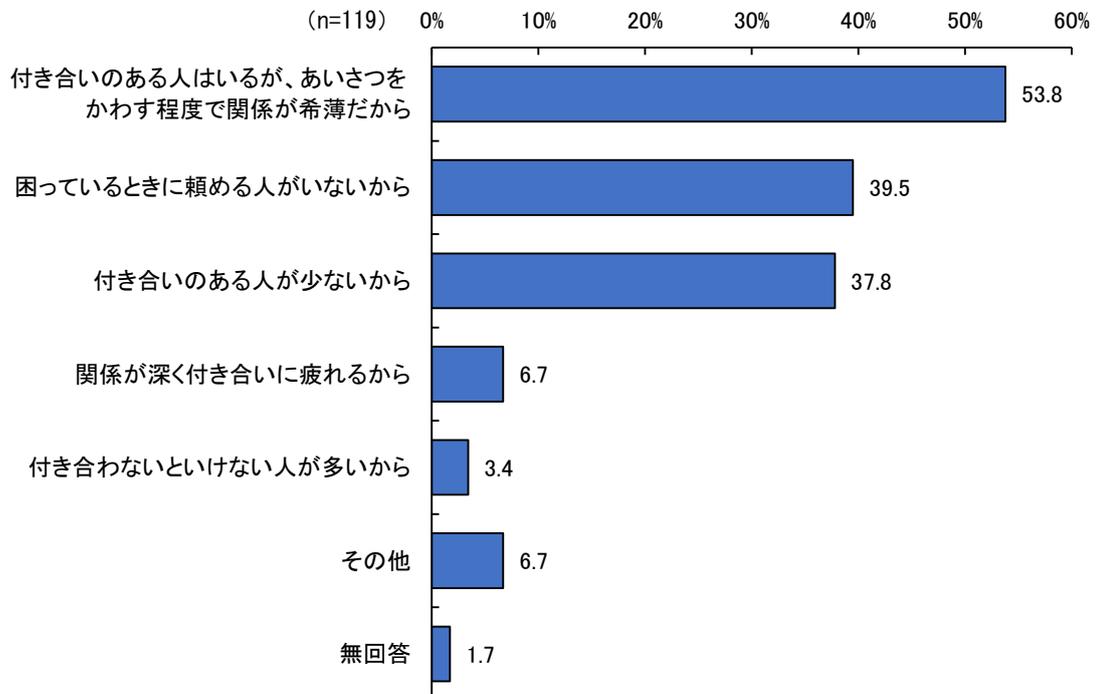
### 近所付き合いの満足度



近所の人との付き合いに「あまり満足していない」、または「満足していない」を選ばれた方

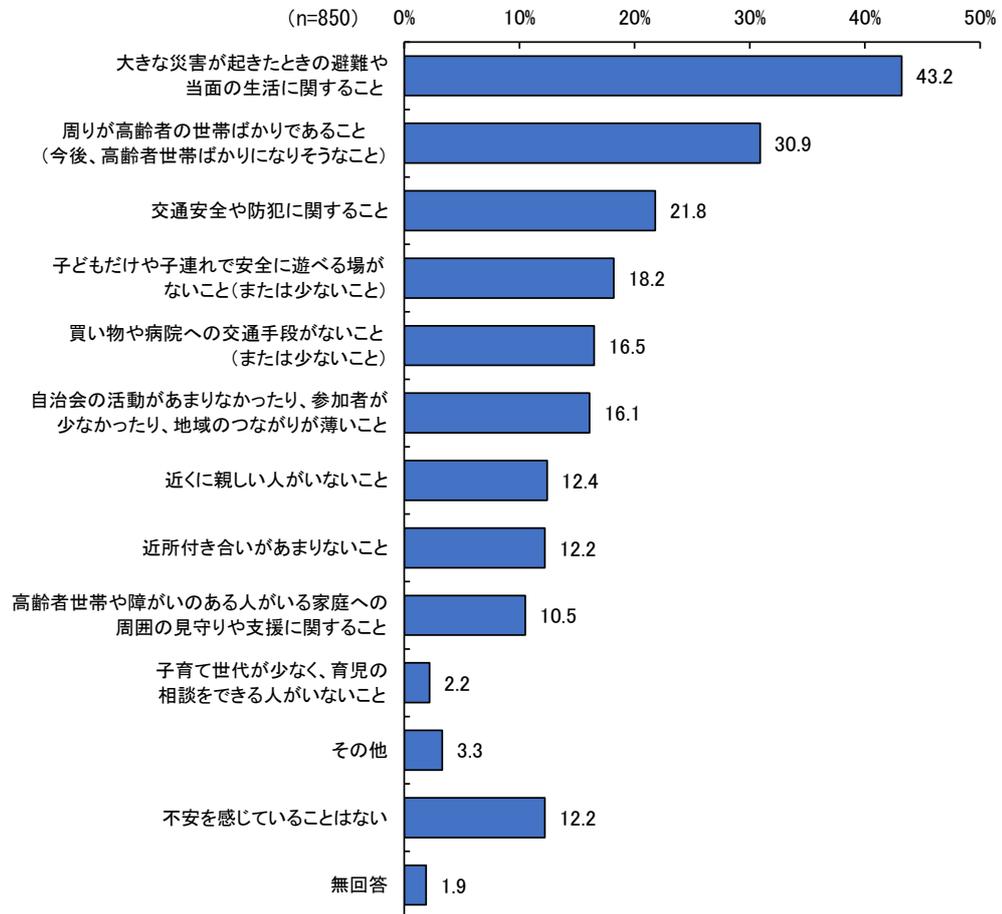
問 満足していない理由は何ですか。

### 近所付き合いに満足していない理由（複数回答）



問 現在あなたがお住まいの地域では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。

### 地域で安心して生活していく上での問題や課題（複数回答）



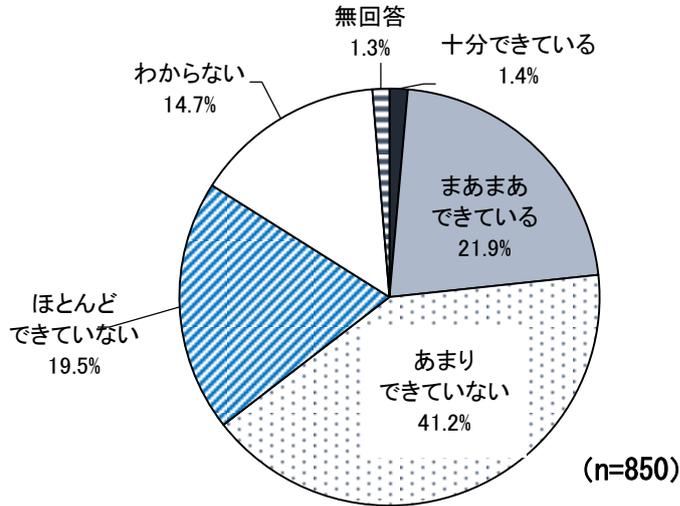
地域で安心して生活していく上での問題や課題（全体、年齢別、同居家族別／複数回答）

<上位3位／単位：％>

		第1位	第2位	第3位
全体 (n=850)		大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 43.2	周りが高齢者の世帯ばかりであること 30.9	交通安全や防犯に関すること 21.8
年齢別	18～29歳 (n=61)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 41.0	子どもだけや子連れで安全に遊べる場がないこと 37.7	周りが高齢者の世帯ばかりであること 29.5
	30～49歳 (n=223)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 44.4	子どもだけや子連れで安全に遊べる場がないこと 36.3	交通安全や防犯に関すること 35.0
	50～59歳 (n=124)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 42.7	周りが高齢者の世帯ばかりであること 33.1	交通安全や防犯に関すること 22.6
	60～64歳 (n=84)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 36.9	周りが高齢者の世帯ばかりであること 32.1	交通安全や防犯に関すること 17.9
	65～74歳 (n=261)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 45.6	周りが高齢者の世帯ばかりであること 37.5	自治会の活動があまりなかったり、参加者が少なかったり、地域のつながりが薄いこと 22.6
	75歳以上 (n=94)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 42.6	自治会の活動があまりなかったり、参加者が少なかったり、地域のつながりが薄いこと 38.3	周りが高齢者の世帯ばかりであること 28.7
同居家族別	小学校入学前の乳幼児 (n=75)	子どもだけや子連れで安全に遊べる場がないこと 58.7	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 41.3	交通安全や防犯に関すること 40.0
	小学生・中学生 (n=138)	交通安全や防犯に関すること／子どもだけや子連れで安全に遊べる場がないこと 39.9	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 37.0	
	65歳以上の方 (n=537)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 42.3	周りが高齢者の世帯ばかりであること 35.0	自治会の活動があまりなかったり、参加者が少なかったり、地域のつながりが薄いこと 20.3
	介護を必要とする方 (n=61)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 42.6	周りが高齢者の世帯ばかりであること 39.3	近所付き合いがあまりないこと 19.7
	身体・知的・精神などの障がいのある方 (n=74)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 41.9	周りが高齢者の世帯ばかりであること 33.8	買い物や病院への交通手段がないこと 23.0
	いずれにも該当しない (家族・本人とも) (n=164)	大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること 44.5	周りが高齢者の世帯ばかりであること 28.7	交通安全や防犯に関すること 24.4

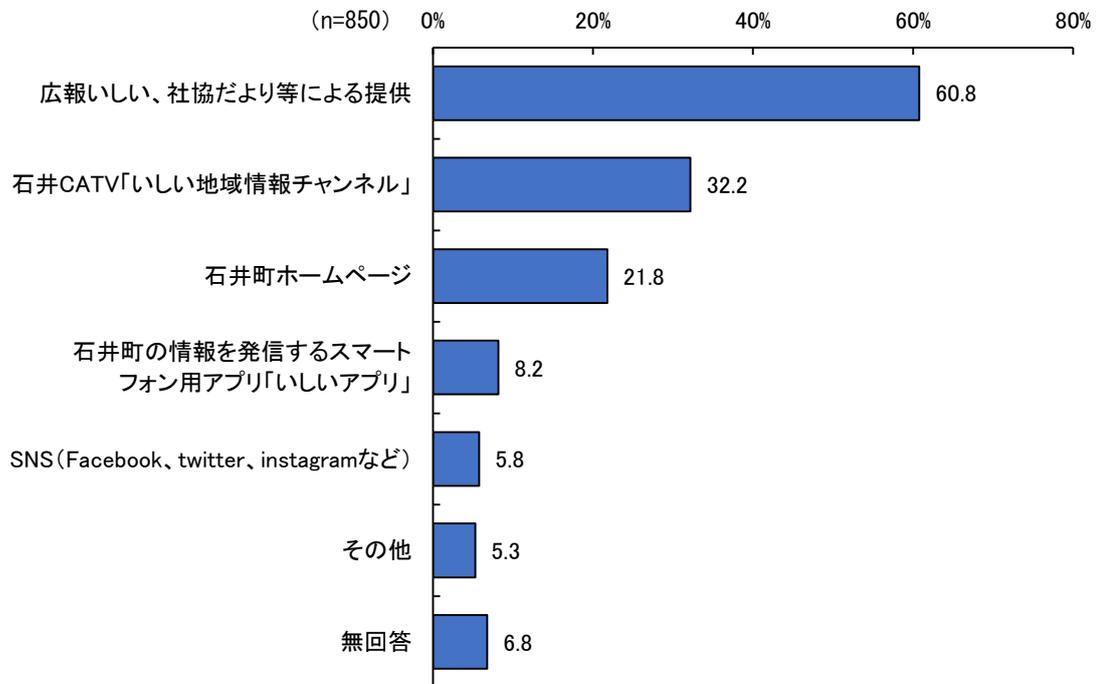
問 あなたは、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。

福祉サービスの情報をどの程度入手できているか



問 あなたは石井町の福祉・防災に関する情報をどの媒体から得ていますか。

石井町の福祉や防災に関する情報の入手先（複数回答）



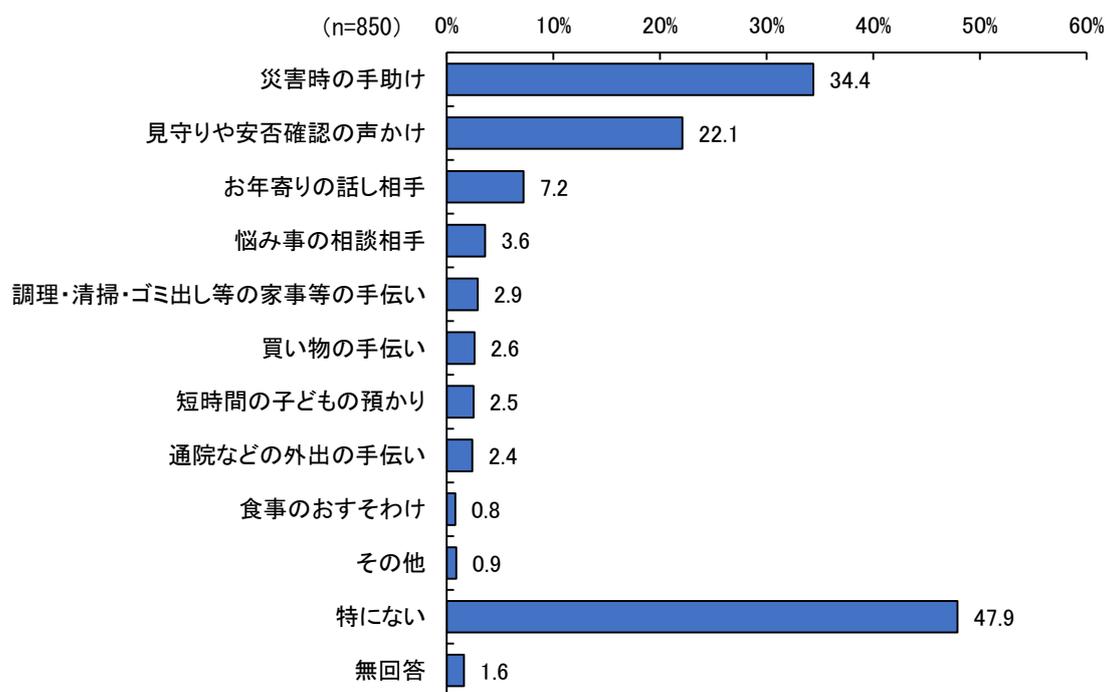
## 石井町の福祉や防災に関する情報の入手先（全体、年齢別／複数回答）

<上位3位／単位：％>

		第1位	第2位	第3位
全体 (n=850)		広報いい、社協だより等による提供 60.8	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 32.2	石井町ホームページ 21.8
年齢別	18～29歳 (n=61)	石井町ホームページ 29.5	広報いい、社協だより等による提供 27.9	SNS (Facebook、twitter、instagramなど) 21.3
	30～49歳 (n=223)	広報いい、社協だより等による提供 38.1	石井町ホームページ 37.2	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 28.7
	50～59歳 (n=124)	広報いい、社協だより等による提供 66.9	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 33.1	石井町ホームページ 27.4
	60～64歳 (n=84)	広報いい、社協だより等による提供 73.8	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 32.1	石井町ホームページ 20.2
	65～74歳 (n=261)	広報いい、社協だより等による提供 75.1	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 37.2	石井町ホームページ 10.0
	75歳以上 (n=94)	広報いい、社協だより等による提供 77.7	石井CATV「いい地域情報チャンネル」 37.2	石井町ホームページ 7.4

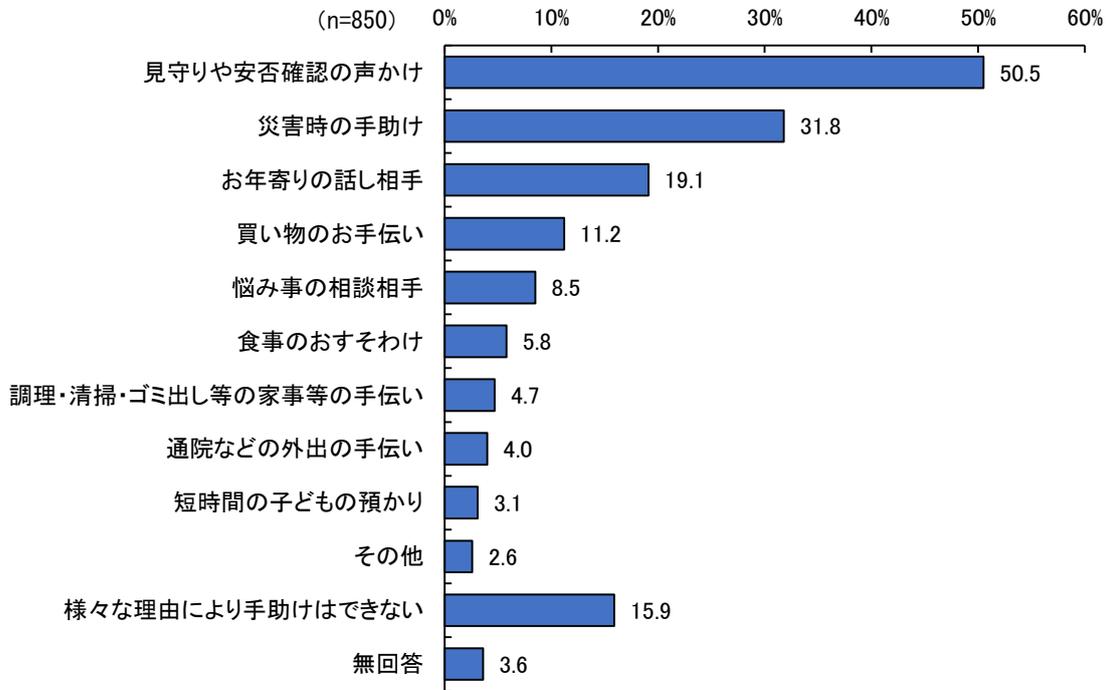
問 あなたは、生活の中で、近所の人にどのような手助けや協力をしてほしいと思いますか。

### 近所の人に手助けしてほしいこと（複数回答）



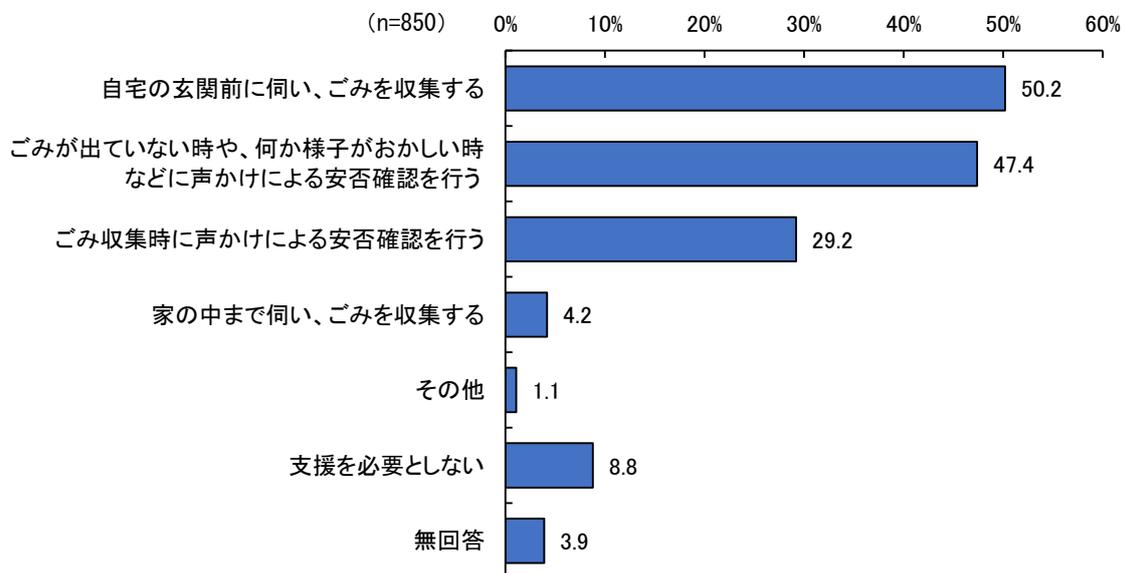
問 あなたは、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭に対して、どのような手助けができますか。

自身ができる手助けや支援（複数回答）



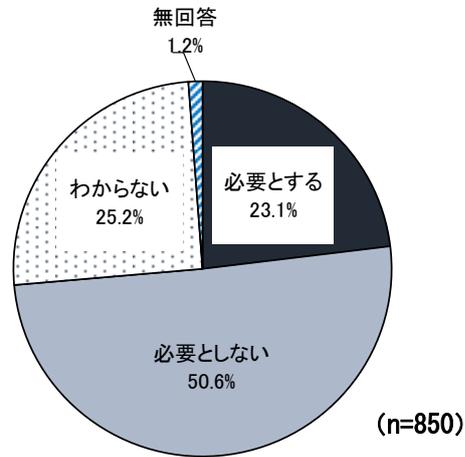
問 町では、「ふれあい収集制度」の実施を検討していますが、高齢者等のごみ出しについて、どのような支援があればいいと思いますか。

必要だと思うごみ出しの支援（複数回答）

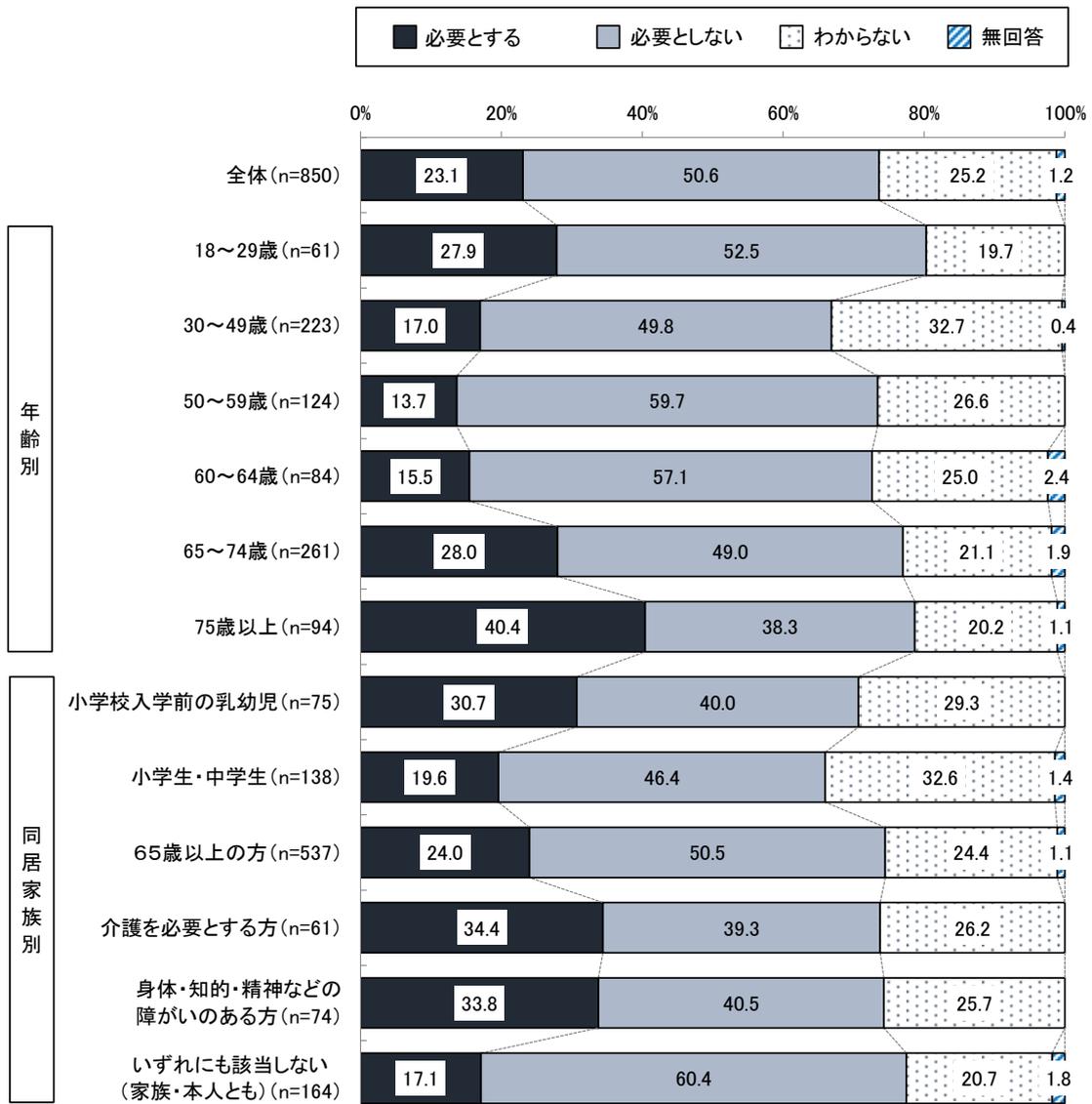


問 あなたは、地震などの災害発生時に、避難場所までの移動や、災害時についての情報の入手等について、誰かの助けを必要としますか。

### 災害時に誰かの助けが必要かどうか

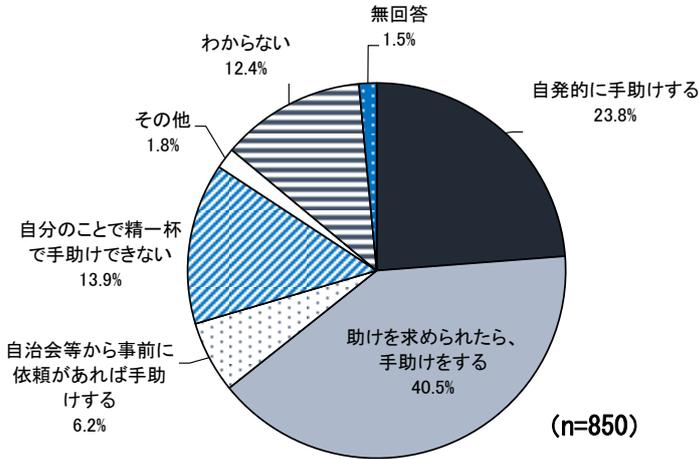


### 災害時に誰かの助けが必要かどうか（全体、年齢別、同居家族別）

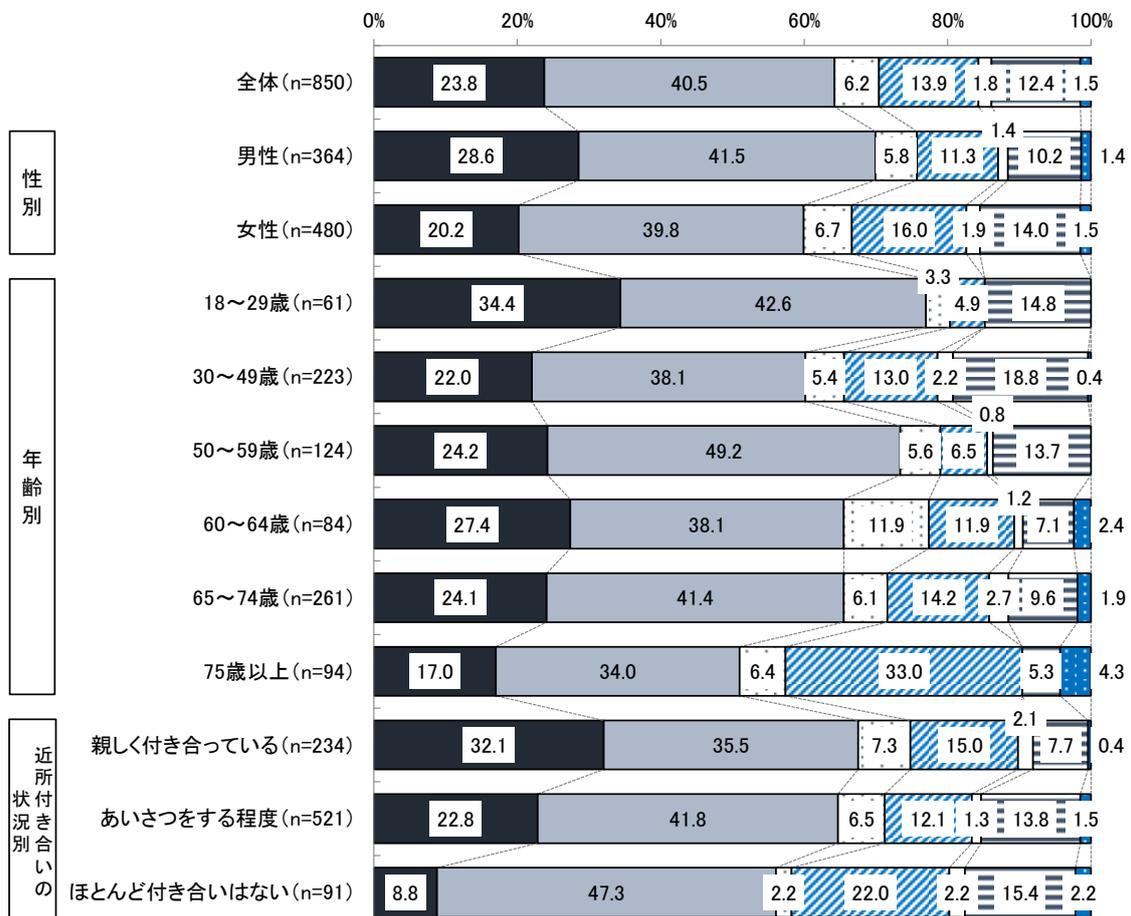


問 災害等の緊急事態が発生したときに、近所に自力で避難できない人や安否の不明な人がいたら、どう対応しますか。

災害時に支援を必要とする人たちへの対応

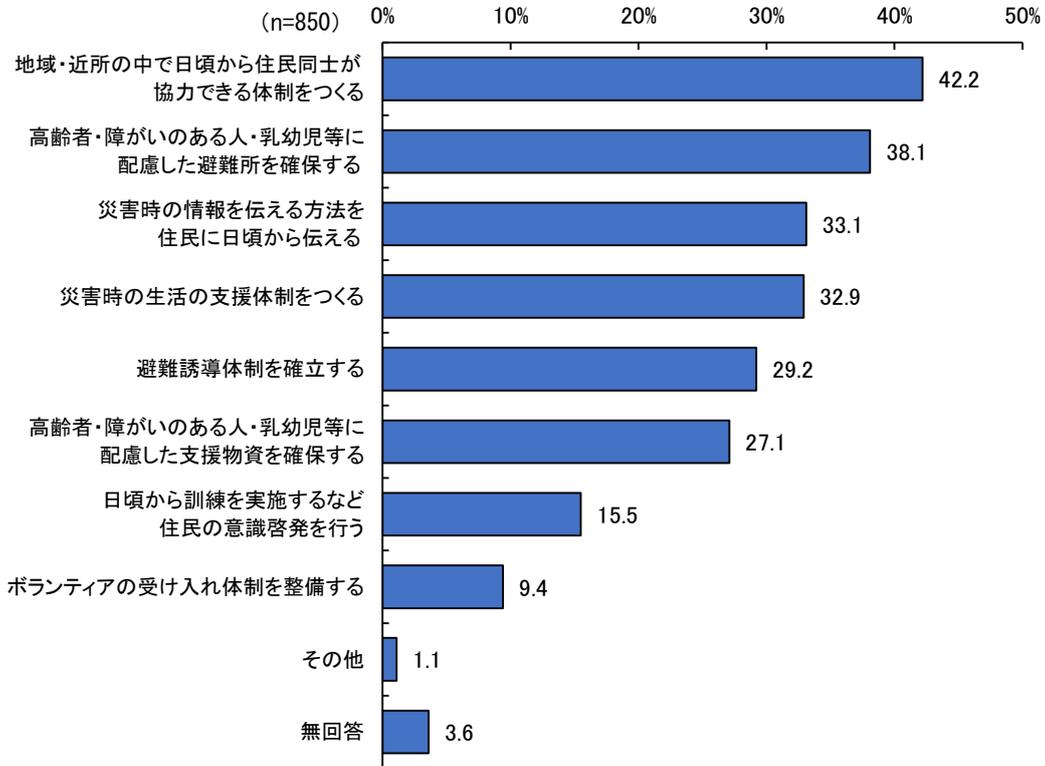


災害時に支援を必要とする人たちへの対応 (全体、性別、年齢別、近所付き合いの状況別)



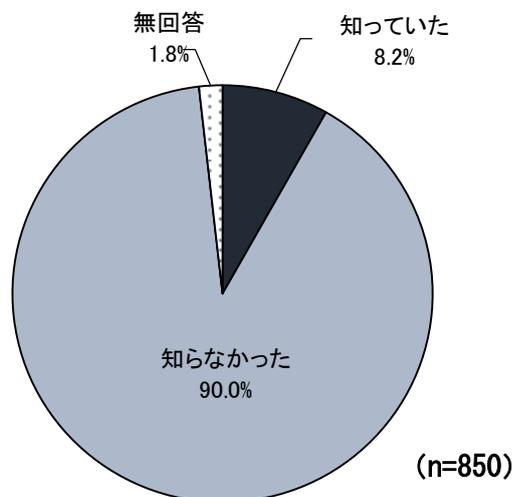
問 地震などの災害時に備えて、高齢者・障がいのある人・乳幼児等、災害時に手助けを必要とする方に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきだと思いますか。

手助けを必要とする方のために取り組むべき対策（複数回答）



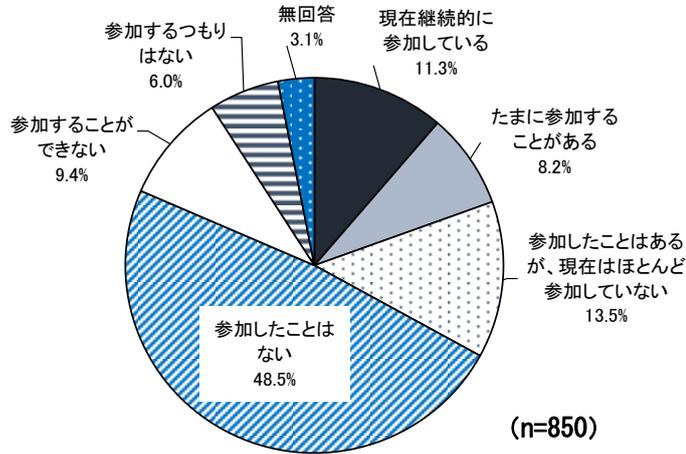
問 あなたは「避難行動要支援者支援制度」の取り組みを知っていましたか。

避難行動要支援者支援制度の認知度

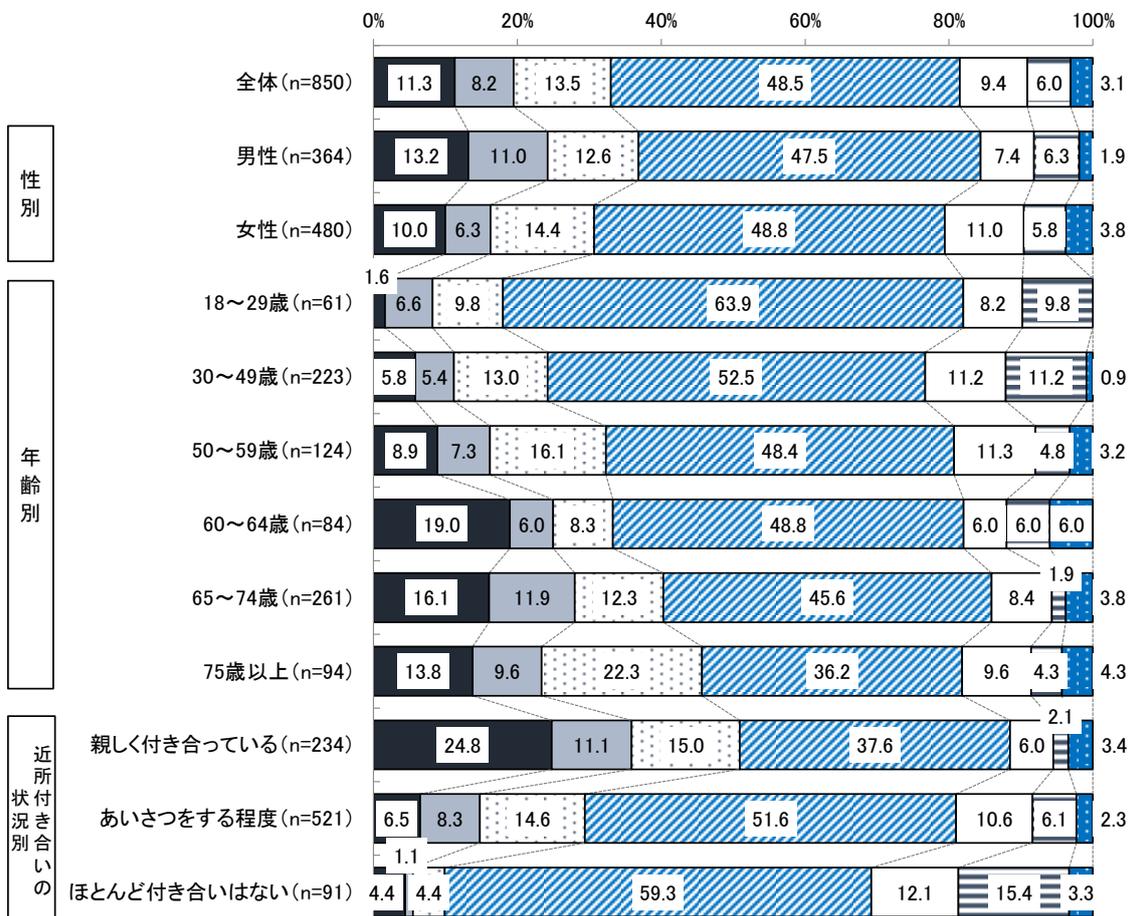
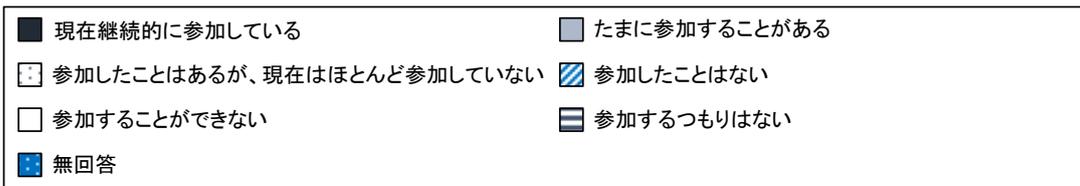


問 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動などに参加していますか。

### 各種支援活動への参加状況

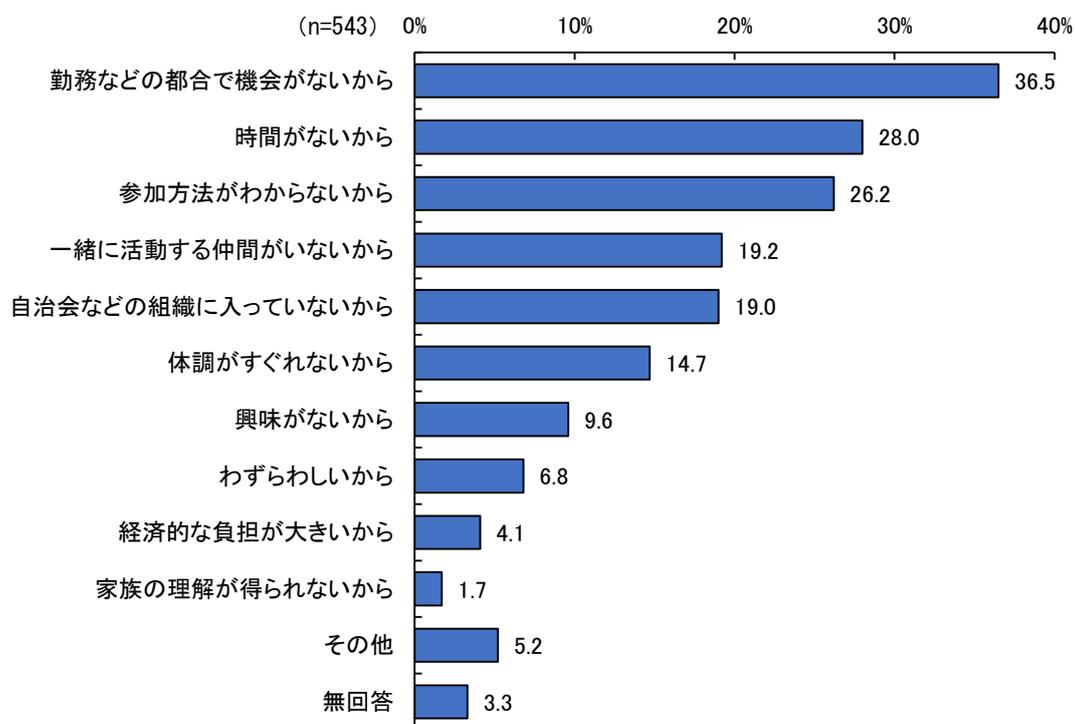


### 各種支援活動への参加状況（全体、性別、年齢別、近所付き合いの状況別）



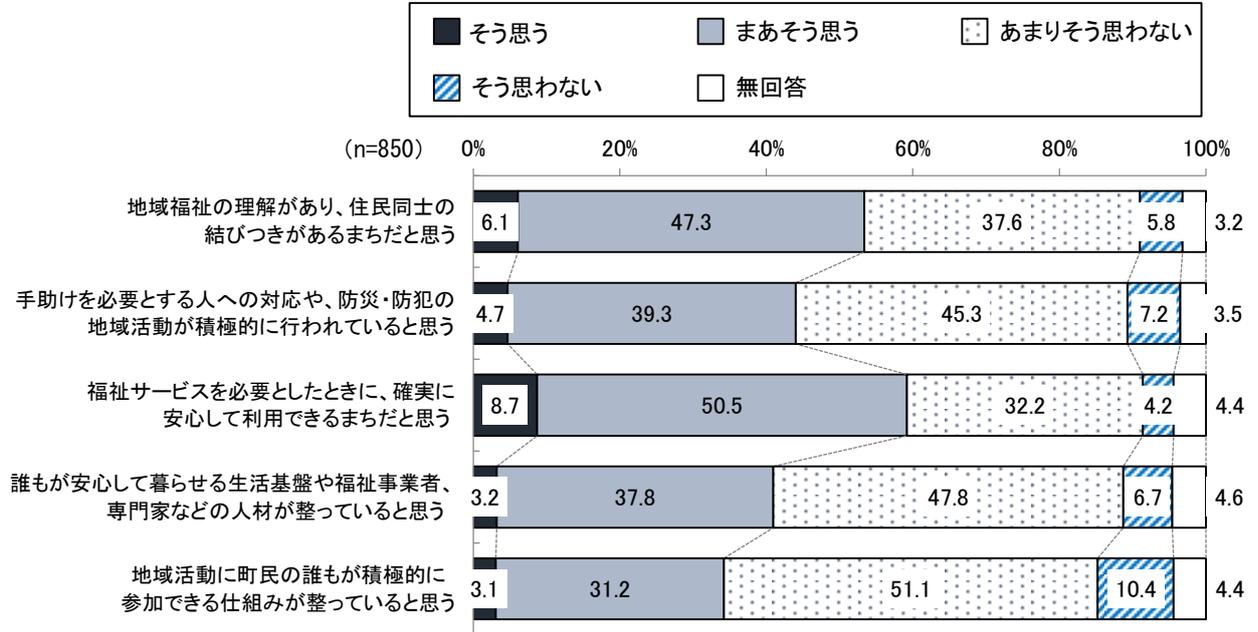
活動に「参加したことはない」、「参加することができない」、「参加するつもりはない」を選ばれた方  
問 参加していない理由は何ですか。

### 地域活動に参加したことがない理由（複数回答）



問 石井町での暮らしについて、あなたはどのように感じていますか。

### 石井町での暮らしで感じること



## 6 地域福祉を取り巻く課題

アンケート調査等の結果から以下のとおり課題を整理しました。

### 【アンケート調査結果】

項目	現状と課題
地域や福祉との関わりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆近所付き合いの程度については、「あいさつをする程度の付き合い」が6割程度で最も多く、「親しく付き合っている」は3割程度となっています。</li> <li>◆近所付き合いに満足していない人は理由として、「付き合いのある人はいるが、あいさつをかわす程度で関係が希薄だから」「困っているときに頼める人がいないから」「付き合いのある人が少ないから」と回答する割合が高く、近所付き合いは徐々に疎遠になっている傾向がみられます。</li> <li>◆お住まいの地域の問題や課題については、「大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること」が4割程度と最も多く、以下「周りが高齢者の世帯ばかりであること」「交通安全や防犯に関すること」と続いており、災害等の安全面や高齢化による地域の担い手不足などに不安を感じている人が多くなっています。</li> </ul>
日常生活について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自分にとって必要な福祉等の情報の入手を「あまりできていない」「ほとんどできていない」と回答した割合が6割程度と、行政が発信する各種情報が必ずしも情報を必要とする人に伝わっていない状況がみられます。</li> <li>◆福祉等の情報の入手先については、「広報いい、社協だより等による提供」が6割程度と最も多く、以下「石井CATV（いい地域情報チャンネル）」「石井町ホームページ」「石井町の情報を発信するスマートフォン用アプリ（いいアプリ）」「SNS（Facebook、twitter、instagramなど）」と続いています。今後も広報媒体を中心としながら、SNSや地域の関係団体・機関を通じた情報提供など、世代や地域に応じた多様な情報提供の方法を模索していく必要があります。</li> <li>◆自分が生活の中で近所の人に手助けや協力をしてほしいかについては、「災害時の手助け」「見守りや安否確認の声かけ」が多く、逆に困っている家庭に対し自分自身ができることについても、同様の項目が多くなっています。こうした生活課題やニーズをきちんと把握し、住民の地域福祉活動への参加意識とつなぐ仕組みをつくっていくことで、お互いのニーズを満たしていく必要があります。</li> </ul>

項目	現状と課題
高齢者等のごみ出し支援について	<p>◆あれば良いと思うごみ出しの支援について、「自宅玄関前に伺い、ごみを収集する」「ごみが出ていない時や、何か様子がおかしい時などに声かけによる安否確認を行う」がともに5割程度で最も多く、次に「ごみ収集時に声かけによる安否確認を行う」が続いています。</p> <p>◆「ふれあい収集制度」（高齢者や障がいのある方等の在宅生活を支援するため、家庭のごみを、ごみ集積所等に持ち出すことが困難な世帯に対して戸別訪問し、ごみの収集や安否確認を行う制度）については、住民の意向を踏まえて支援を検討していく必要があります。</p>
災害時のことについて	<p>◆災害時に誰かの助けを必要とする割合は2割程度です。一方、災害時に支援を必要とする人がいたら「自発的に手助けする」「助けを求められたら、手助けをする」「自治会等から事前に依頼があれば手助けする」と回答した人は7割程度となっています。</p> <p>◆自然災害による被害が全国で頻発する中、災害時にだれもが安全に避難できるよう地域ぐるみで取り組むことの必要性への関心が高まっていることから、地域福祉の視点からの災害時支援の取り組みを重点的な課題の一つとして推進していく必要があります。また、近所付き合いの程度については、「あいさつをする程度の付き合い」が多いですが、災害時支援には日頃からの付き合いで関係をつくっておくことが大切になります。</p> <p>◆避難行動要支援者支援制度の認知度は、「知らなかった」が9割となっています。災害時に支援を必要とする人がいたら手助けしたいと考えている人が多いことから、本制度について多くの人に理解を広げていく必要があります。</p>
地域活動・ボランティア活動への参加について	<p>◆地域活動やボランティア活動に「現在継続的に参加している」「たまに参加することがある」と回答した割合は2割程度で、地域活動やボランティア活動への参加機運は高いとはいえません。活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実が必要です。</p> <p>◆「勤務などの都合で機会がない」「時間がない」人が多いため、短時間でも参加できる活動や、中高年者が経験を活かせる活動など、多様な活動があると、参加のすそ野が広がる可能性があります。</p>

項目	現状と課題
地域活動・ボランティア活動への参加について	◆「参加方法がわからない」と回答した人も多いことから、これまでボランティア活動に参加したことのない人や、地域福祉に関心の低い若い世代にも、ボランティア等の情報が届くよう、情報発信の手法を工夫するなど、担い手となる人のすそ野を広げ、多くの人に少しずつ協力してもらうことが重要です。
社会福祉全般について	◆石井町について住民は「住民同士の結びつきがある」「福祉サービスを安心して利用できる」と考えている人が過半数となっています。 ◆一方で、「防災・防犯の地域活動が積極的に行われていない」「安心して暮らせる生活基盤や福祉等の専門人材が整っていない」「地域活動に誰もが積極的に参加できる仕組みが整っていない」と考えている人が過半数となっています。

#### 【関係団体調査結果】

項目	現状と課題
高齢者に関すること	◆生活の移動に困っている高齢者のみ世帯の方が多くなっています。 ◆路線バスが少ない地域にも配慮した福祉バス・タクシーの運行等の支援が必要です。 ◆高齢者外出支援事業は評価されている方も多いですが、より一層の充実が必要です。 ◆高齢者の生きがいは多様化しており、対応を考える必要があります。 ◆虐待・消費者被害・認知症・BPSD・閉じこもり・後見申し立てへの対応が必要です。
障がい児・者に関すること	◆障がい児デイに通っている子の親から「手厚くしてもらい少しずつ成長が見られる」と感謝され、嬉しく思っています。 ◆町のバリアフリー化を、より一層進める必要があります。 ◆障がい特性を持つと診断・判定される児童の数が多くなっている現状があります。 ◆中学校までは義務教育ということで地域での支援が必要になるため、支援機関・団体が共通認識を持って取組を協働する必要があります。 ◆相談に来るときは「困った」で来るので、その時まで（その前に）、またそうなるからも支援できる体制が必要です。

項目	現状と課題
子ども・子育てに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆0歳児の保育所（園）の待機の相談がよくあります。</li> <li>◆困窮世帯に対し、日持ちのする青野菜等も含め、より広く身近にフードバンク活動を活用する場・機会が必要です。</li> </ul>
若者に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ふるさとを離れる若者が多いので、若者に定住してもらえよう、より一層働く場所の確保が必要です。</li> <li>◆ひきこもり対策が必要です。</li> </ul>
中・高年に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆石井町が住み心地ランキングで2年連続四国ナンバー1と評価されたので、継続してアピールし、現役世代の定住者増につなげる必要があります。</li> </ul>
人権に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルスワクチン接種をめぐる偏見や差別が懸念されます。</li> <li>◆新型コロナウイルス感染者に対し、個人情報や人権に配慮した情報発信が必要です。</li> </ul>
健康・医療に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町の健康診断の中に（特に高齢者に対して）口腔機能の検査、歯科検診も加えた方がよいと思います。</li> </ul>
就労に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆石井町から通勤圏の就労先がさらに増えると、若者の定着もより一層進みます。</li> <li>◆障がい者の方で就労したい方はいますが、遠くまで行けない、長時間は難しいなど特性上一般就労が難しい人もいます。障がい者でもシルバー人材センターのような場所・手段があれば、生活の安定につながります。</li> </ul>
地域活動・ボランティア 活動に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コロナ禍で2年も活動が止まり、情熱がくすぶっています。元に戻るのは大変なので、ボランティア間の助け合いが重要です。</li> <li>◆シルバー人材センターの周知はかなり進んでいますので、魅力を高め、有能な登録者がより一層増やす必要があります。</li> <li>◆サロン活動が地域に根付いていますが、コロナ禍で停滞気味なので、町の支援が必要と思います。</li> <li>◆専門的なノウハウや技術を持った人たちがいますが、どこにいるかがわからないため、協力を依頼したくてもできません。登録制などで地域のマンパワーを生かす仕組みが必要です。</li> </ul>
防犯・交通安全に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆LED外灯は真下は明るいけど周辺は暗いです。間隔を狭くすることができればよいと思います。</li> <li>◆狭い町道でもスピードを出し過ぎの車をよく見かけるのが残念です。</li> <li>◆要所への防犯カメラの設置を進める必要があります。</li> </ul>

項目	現状と課題
防災・災害に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆気温上昇により、今までと違った危険（線状降水帯）があります。夜間の避難誘導について、細かく指示できる体制が必要です。</li> <li>◆石井町 WEB ハザードマップは、若い人にも活用しやすくよいと思います。</li> <li>◆台風時の一人暮らし高齢者の避難先の確保が必要です。</li> <li>◆災害時の要支援者に対しては、町としても事前対応・検討が求められているので、要支援者が犠牲にならないためにも必要な取組は連携して検討を進める必要があります。</li> </ul>
道路・公園・公共施設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆カーブミラーの角度、白線が消えていて夜の雨の中では見えない、国道端の歩道はガタガタで歩きにくい等、道路の危険箇所が多くなっています。</li> <li>◆現在でも和式トイレのところがあり、高齢者や障がい者には特に不便です。</li> </ul>

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の理念

本町では、長期的な視点でまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための町の最上位計画として、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第五次石井町総合発展計画」を策定しました。総合発展計画では、健康・福祉分野の基本目標として、「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住民一人ひとりの「住み続けたい」を実現できるまちづくりを目指しています。

国においては、平成30年の社会福祉法の改正において、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会という意味の「地域共生社会」を提唱していますが、総合発展計画で掲げた基本目標はこの「地域共生社会」の理念を包含するものです。

このため、本計画では「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」を基本理念とし、町と住民、町と関係機関等、多様な主体の協働による「地域共生社会」の実現を目指し、本町の地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

#### 計画の理念

**互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり**

## 2 計画の基本目標

「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」の実現に向けて、次の3つの目標を設定し、計画を推進します。

### 基本目標1 地域の力による福祉活動の展開

地域福祉を推進するには、住民一人ひとりが地域や福祉に関心を持つことや、地域で支え合える関係性を構築することが不可欠です。全ての住民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動、ボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成を図ります。

#### 【基本施策】

- (1) 地域福祉活動の促進
- (2) 地域の防災対策の推進
- (3) 地域の防犯・安全対策の推進
- (4) 多様な主体との連携・協働の推進

### 基本目標2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備

地域生活課題の多様化・複雑化や、支援を必要とする人の増加を踏まえ、わかりやすい情報提供体制や総合的な相談支援体制の充実、庁内及び関係機関の連携など、包括的な支援体制の整備を進めます。

#### 【基本施策】

- (1) 多様な課題に対応する相談支援体制の整備
- (2) 情報提供の充実
- (3) セーフティネット機能の充実（再犯防止推進計画を包含する）
- (4) 自殺対策の推進（自殺対策計画）

### 基本目標3 福祉のまちづくりの推進

全ての住民が、安全で安心して快適に暮らし続けることができるよう、あらゆる面でのバリアフリー化を進めます。

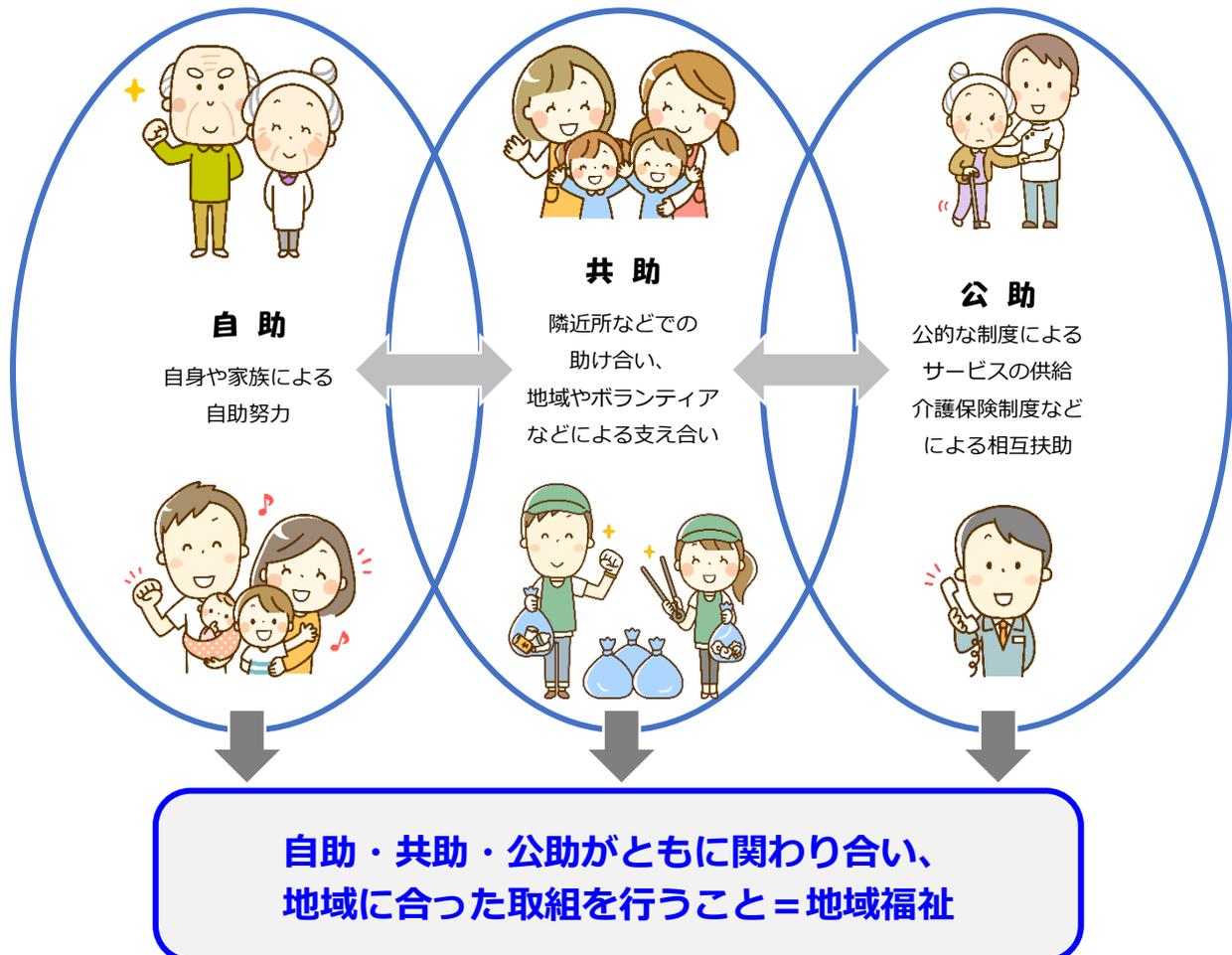
#### 【基本施策】

- (1) 物理的なバリアフリーの推進
- (2) 心のバリアフリーの推進

### 3 地域での支え合いの考え方

厚生労働省においては、地域包括ケアシステムが効果的に機能するために、「4つの助（自助・互助・共助・公助）」の考え方が示されていますが、本町では従来から自主防災の場などで浸透している「3つの助（自助・共助・公助）」の考え方を継続し、計画の理念に掲げる「互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり」の実現を目指します。

#### ◆地域での支え合いの考え方



- 自助**：自分自身や家族の力で困りごとを解決すること。
- 共助**：自身の周囲にいる友人や隣近所の人たちが、自発的に関わり、ボランティアやNPO等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。
- 公助**：さまざまな公的なサービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。  
介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助やシステム化された支援活動等で解決すること。

## 4 施策の体系

基本目標	基本施策	施策
1 地域の力による福祉活動の展開	(1)地域福祉活動の促進	① 地域福祉の人材づくり
		② 地域活動・ボランティア活動の充実
	(2)地域の防災対策の推進	① 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備
		② 防災意識の醸成
	(3)地域の防犯・安全対策の推進	① 防犯対策の推進
		② 交通安全対策の推進
	(4)多様な主体との連携・協働の推進	① 多様な主体による連携促進
	2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備	(1)多様な課題に対応する相談支援体制の整備
② 包括的な相談支援体制の構築		
(2)情報提供の充実		① わかりやすい情報の提供と活用の促進
(3)セーフティネット機能の充実		① 生活困窮者の自立支援事業の推進
		② 就業による社会参加への支援
		③ ひきこもりに関する支援
		④ 再犯防止等の推進 (石井町再犯防止推進計画)
		⑤ 虐待防止の推進
(4)自殺対策の推進 (石井町自殺対策計画)		① 住民への啓発と周知
		② 地域におけるネットワークの強化
		③ 生きることの促進要因への支援
3 福祉のまちづくりの推進		(1)物理的なバリアフリーの推進
	② 移動のバリアフリー化の推進	
	(2)心のバリアフリーの推進	① 人権意識の高揚
		② 福祉教育の推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 地域の力による福祉活動の展開

#### 基本施策（1）地域福祉活動の促進

アンケート調査の結果では、地域活動やボランティア活動に「現在継続的に参加している」「たまに参加することがある」と回答した割合は2割程度で、地域活動やボランティア活動への参加機運は高いとはいえないのが現状です。

地域福祉活動を活性化するためには、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域の各分野が連携することにより、さまざまな資源を最大限に活かし、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくることが求められています。

本町では、人口の減少や少子高齢化等の影響で地域福祉の担い手が高齢化・固定化し、地域住民同士の関係が希薄化している状況の中、地域共生社会を実現させるために、地域福祉活動の担い手を確保し、その活動を支援するための体制づくりを進めます。

#### 施策① 地域福祉の人材づくり

地域共生社会の実現に向け、制度や分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めるため、地域福祉活動に関わる担い手の発掘と育成に取り組みます。

取組	内容
社会福祉協議会活動への支援強化	・ 行政の役割分担を明確にしつつ、行政と町社会福祉協議会との連携を確立する中で財政面の自立を促し、町社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として各種福祉事業を主体的に行えるように積極的に支援します。
民生委員・児童委員活動の充実	・ 民生委員・児童委員が各地域での福祉推進の中心として活動できるよう、関係機関との連携のもとに、委員への様々な福祉情報の提供や研修活動の充実を図ります。

取組	内容
地域福祉を推進する団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会と連携しながら、地域の福祉活動を担う団体の組織化や団体運営の相談・助言、事業や活動の支援を強化します。</li> <li>・生活支援コーディネーターの地域における様々な活動や福祉関係団体の支援を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と連携し、あらゆる機会・媒体を通じて、ボランティア活動に関する情報提供や参加方法の周知などを行います。</li> <li>・幅広い年齢層の参加を促進し、多様な人材の確保・育成を図ります。</li> <li>・様々な地域福祉活動やボランティア活動への住民参加を働きかけるため、多様なボランティア講座を継続して開催します。</li> <li>・地域活動への理解を深めるため、町広報誌やホームページ等による啓発や講座・研修会等により地域住民等の意識向上を図り、活動への参画と人材育成を推進します。</li> <li>・町社会福祉協議会等と協力し、災害時に備え、迅速かつ効果的な救援活動が行えるよう、災害ボランティアの育成を推進します。</li> </ul>
小地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の活動を推進するための支援を行います。</li> </ul>

## 施策② 地域活動・ボランティア活動の充実

高齢者、障がい者、子ども及び子育てをしている人など、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めるとともに、住民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取組	内容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター、警察、消防、見守り協定等を結んだ事業所等と連携を図り、安全・安心な見守りネットワークを構築します。</li> </ul>
認知症の当事者・家族を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。</li> </ul>
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が地域の一員として地域に参加することを促進するため、住民主体の地域交流、地域活動を支援します。</li> </ul>

取組	内容
地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図ります。</li> </ul>
自主的な健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや広報活動を通して、住民の健康づくり意識を高め、健康づくり運動の充実を図るとともに、健康づくりボランティアの育成に取り組みます。</li> </ul>
石井町中央公民館等を活用した住民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石井町中央公民館等を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図ります。</li> <li>・石井町中央公民館の運営を通じて、住民活動に取り組む住民・団体を支援するとともに、活動団体の活動拠点や交流の場を提供します。</li> </ul>
活動拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討します。</li> </ul>

## 基本施策（２）地域の防災対策の推進

近年発生している大きな災害は、住民の防災意識を高めています。アンケート調査の結果では、災害時に手助けを必要とする方のために取り組むべき対策として「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制を作る」「高齢者・障がいのある人・乳幼児等に配慮した避難所を確保する」「災害時の情報を伝える方法を住民に日頃から伝える」「災害時の生活の支援体制をつくる」などがあがっています。地域活動への参加意識の希薄化や個人情報に対する意識の違い等により、支援を必要とする人等を地域で把握することが難しくなっている中、災害時等における迅速かつ的確な援助や助け合いを行うためには、支援が必要な人を地域であらかじめ把握し、日頃の見守りや災害時の避難を地域ぐるみで行う体制づくりを進めておく必要があります。

高齢者や障がい者など、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図るとともに、地域における防災対策のための取組が、住民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう取組を進めます。

### 施策① 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備

地域内での避難行動要支援者の情報共有を進め、日頃からの地域の支え合いや災害時に地域において避難支援が行える体制づくりを推進します。

また、災害発生時に誰の支援を受けて、どこへ、どのように避難するかを日頃から確認する個別の避難支援計画、それに基づいた避難訓練の実施、災害情報や避難情報が確実に伝わる手段の検討を進めます。

取組	内容
避難行動要支援者支援制度の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるよう整備します。</li><li>・平時から避難行動要支援者と接している自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障がい者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備します。</li><li>・避難行動要支援者名簿の周知を図ります。</li></ul>
自主防災組織等の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域防災交流センターを拠点に、学習会・防災講座等を開催して自主防災組織の育成と交流を行います。</li><li>・自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、未組織地域の組織化に取り組みます。</li></ul>

取組	内容
各種訓練の実施	・町の主催する防災訓練を継続・発展するとともに、各自 主防災組織における火災、水害、震災等に対する訓練実 施を推進し、住民の災害対応能力向上を図ります。
広報活動の強化	・ハザードマップやホームページ、町広報誌等の活用によ り、危険箇所や避難場所、啓発情報を周知します。
福祉避難所の設置	・一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等 の避難行動要支援者を受け入れるため、耐震、バリアフ リー等に対応している福祉避難所としての機能を有する 町内の福祉施設を福祉避難所として設置します。
災害時における合理的配慮	・福祉避難所の周知や、高齢者、障がい者、乳幼児、外国 人、女性や性的マイノリティの人たちへの合理的配慮も 含めた誰もが生活しやすい避難所の環境整備を進めま す。

## 施策② 防災意識の醸成

様々な啓発活動と防災教育によって、支援を必要とする人への理解を促進し、防災意識を醸成することによって、地域のつながりを断ち切らず、非常時であっても誰もとりこぼさない、災害にも強いまちづくりを推進します。

取組	内容
防災をテーマとする意識啓発の推進	・自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、引き続 き各地区の自主防災組織に出前講座を実施し、防災意識 の高揚と災害への備えについて啓発します。

### 基本施策（3）地域の防犯・安全対策の推進

地域による見守りや、警察との協力、防犯や交通安全に対する意識啓発などにより、犯罪や事故のない安全な地域づくりを進めます。

#### 施策① 防犯対策の推進

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。また、子どもを狙った性犯罪をはじめとする犯罪被害に遭うのを防ぐために、地域での見守り体制等の取組を進めるとともに、関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供を充実します。

取組	内容
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民・行政・各種団体等の連携・協働による「安全・安心なまちづくり」を推進するため、地域の共助による防犯対策の強化を図ります。</li><li>・住民の防犯意識を高めるための啓発活動を行い、犯罪の未然防止につなげるとともに、自治会等の申請により町が防犯灯を設置し、夜間における安全の確保を図るなど、犯罪の起きにくい環境や防犯に配慮したまちづくりを進めます。</li></ul>
子どもの防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・「子ども 110 番の家」、「子どもを守る」ステッカー等、緊急避難場所や協力者を確保し、いざというときに避難又は助けを求めることができるよう、その場所の周知徹底を図ります。</li><li>・登下校時に合わせたあいさつ運動や声かけにより、地域での子どもの見守り体制の確立を図ります。</li></ul>

## 施策② 交通安全対策の推進

児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。

取組	内容
高齢者の交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者が安全に、安心して地域を移動できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教室等を推進し、交通安全意識の向上を図ります。</li><li>・老人クラブ等の会員増加を促進し、身近にある参加しやすい各地区公民館分館において、開催されている交通安全講座の参加者増加を図ります。また、関係機関から寄せられる交通安全に関する様々な情報をクラブ役員が共有し、適宜会員への周知を図ります。さらに広報等で近隣の高齢者にも広く伝えることにより、地域高齢者への啓発活動としての取組を進めます。</li></ul>
子どもの交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童・生徒に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。</li><li>・子どもたちの命を守り、交通安全を推奨することを目的として、町内の幼稚園・中学校等の新入園児・生徒に、自転車用ヘルメットの購入費を補助します。</li><li>・あらゆる機会を通じ、ベビーシート、チャイルドシートの使用徹底についての啓発を行うとともに、社会福祉協議会において行っているベビーシート、チャイルドシートの貸出制度を周知し、活用を図り、使用を徹底することにより、子どもの安全が守られるように取組を進めます。</li></ul>

## 基本施策（４）多様な主体との連携・協働の推進

地域では制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える世帯、自らSOSを発信できない人などをはじめ、社会的孤立や経済的困窮などのさまざまな課題を抱えた支援を必要とする人を、日常においても災害時においても、適切な支援に結びつけるため、地域主体の見守り活動をはじめ、地域と福祉サービス事業者や専門相談機関、行政などの連携による協働を促進する仕組みづくりや社会資源の調整が必要です。

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

### 施策① 多様な主体による連携促進

地域における複雑・多様化する福祉課題に対応するため、情報の共有化を図り、「何のために話し合い、助け合うのか」、「どのような地域にしていくのか」、という目的や価値観を共有するとともに、様々な活動主体の連携を進めます。

取組	内容
多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア団体、NPO法人、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図ります。</li><li>・住民と行政との協働の意義や必要性についての働き掛けを行います。</li></ul>
地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進します。</li><li>・保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進します。</li></ul>
各種事業と生活支援コーディネーターの連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・潜在的・複合的な福祉ニーズ等に対応・支援するために、生活支援コーディネーターと、地域包括支援センター、ボランティア等が連携・協働し、新たな社会資源の開発や仕組みづくりに取り組み、支援体制の充実を図ります。</li></ul>

## 基本目標 2

## 地域の生活を支える包括的支援体制の整備

### 基本施策（1）多様な課題に対応する相談支援体制の整備

複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、社会参加につなげるためには、身近な地域での相談支援体制とともに、地域と専門機関、専門機関間の連携による相談支援体制の構築・強化が不可欠となっています。

地域において、民生委員・児童委員、障がい者相談員等が住民の身近な相談相手役として日常的に相談支援活動を行うとともに、専門的な支援として、役場の各窓口をはじめ、地域包括支援センター、地域子育て支援施設、子育て世代包括支援センターなどが相談に応じ、それぞれ連携しながら、適切な福祉サービスや地域での支え合いも含めた支援につなげます。

#### 施策① 身近な相談機能の充実

住民にとって身近な相談の場として、役場の各相談窓口をはじめ、地域包括支援センター、地域子育て支援施設、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員等における相談員の資質の向上を図り、相談活動の充実を図ります。

取組	内容
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、障がい者相談員等と連携し相談体制の整備を進めます。</li><li>・町社会福祉協議会による「心配ごと相談」の運営を行います。</li></ul>
利用者の立場に立った相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・高度化・多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実します。</li></ul>

#### 施策② 包括的な相談支援体制の構築

分野ごとの相談支援体制では解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取組	内容
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉課題の共有と解決のため、庁内及び関係機関との連携体制の確保を図ります。</li><li>・高度化・多様化する福祉相談に対応するため、地域子育て支援施設、子育て世代包括支援センター、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、名西郡障がい者基幹相談支援センター等の相談・支援機関が連携し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。</li></ul>

取組	内容
ケアマネジメント機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催等によりケアマネジメントに関わる専門職の資質・技術の向上を図るほか、各分野のケアマネジメント機関の連携のもと、複合的な課題や制度の狭間の問題等にも対応できるケアマネジメント力の向上、専門職の育成・確保に取り組みます。</li> </ul>
共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複数の事業を一体的に実施することで、サービスを利用しやすくなる共生型サービスなどの整備について、社会福祉法人やNPO法人、民間企業等の関係事業者と協議し検討します。</li> </ul>
子ども家庭総合支援拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭総合支援拠点とは、拠点がソーシャルワーカーの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもので、本町では令和4年度より設置予定です。</li> <li>・子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）を行います。</li> <li>・要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等）を行います。</li> <li>・関係機関との連絡調整（支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進）、その他必要な支援を行います。</li> </ul>
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の必要な人の発見及び支援</li> <li>・早期の段階からの相談、対応体制の整備</li> <li>・意思決定支援、身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</li> </ul>

## 基本施策（２）情報提供の充実

本町では、各種保健・福祉情報を各課窓口のほか、町広報誌や各種パンフレット、ホームページ、CATV、SNS等を活用するほか、石井町の情報を発信するスマートフォン用アプリ「いしいアプリ」において、石井町の防災・防犯、観光・イベント、子育て・福祉や、ジャンル設定により地域のごみ収集日（燃やせないごみ、資源ごみ等）のお知らせなどをプッシュ通知で受信できるなど、幅広く住民への情報提供を行っています。

しかし、アンケート調査の結果では、自分にとって必要な福祉等の情報の入手を「あまりできていない」「ほとんどできていない」と回答した割合が6割程度と、行政が発信する各種情報が必ずしも情報を必要とする人に伝わっていない状況がみられます。

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

### 施策① わかりやすい情報の提供と活用の促進

保健・福祉などに関するさまざまな制度やサービス内容などの情報を、必要とする人へわかりやすく確実に提供するためには、サービス事業者をはじめ、地域住民による活動やNPO法人・ボランティアなどによる活動などと連携し、必要とする人へわかりやすく確実に提供するとともに、身近な地域における見守りや、話し合いの場の取り組みなどを通じて、情報共有を推進します。

また、障がいのある人や高齢者、外国人などに情報格差が生じないように、情報提供のバリアフリーを推進します。

取組	内容
わかりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉情報冊子・パンフレット等による、わかりやすくきめ細やかな情報提供を行います。</li><li>・情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行います。</li></ul>
情報提供ツールの拡大と提供情報の活用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・パソコンや携帯電話、スマートフォンなどICTの活用により、簡単に情報を入手できる情報提供体制の強化を進めます。</li><li>・パソコン講座、タブレット・スマートフォン講座などを開催し、情報活用の促進を図ります。</li></ul>
情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者や高齢者、外国人等に情報格差が生じないように、情報のバリアフリー化を進めます。</li><li>・ホームページ等による情報提供について、高齢者や障がい者を含め、だれもが支障なくアクセスし、情報を容易に得られるよう、表現方法や記載方法の工夫・配慮を図ります。</li></ul>

### 基本施策（3）セーフティネット機能の充実

何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みであるセーフティネット機能を強化していく必要があります。

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の状況や情報を把握して支援が行き届くように各種事業に取り組みます。

#### 施策① 生活困窮者の自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

取組	内容
生活困窮者の自立相談支援事業	・生活に困りごとや不安を抱えている場合、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
生活困窮者の就労準備支援事業	・「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
生活困窮者の就労訓練事業	・直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業を行います。
生活困窮者の一時生活支援事業	・住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。
生活困窮者の住居確保給付金の支給	・離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。
生活困窮者の家計改善支援事業	・家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

取組	内容
生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	・子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中途退学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

## 施策② 就業による社会参加への支援

高齢者、障がい者等の就労機会の拡大を図ります。

取組	内容
就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大します。</li> <li>・ハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。</li> <li>・障がい者の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障がいのある人の雇用促進に取り組みます。</li> </ul>

## 施策③ ひきこもりに関する支援

ひきこもり等に悩む人や家族の支援を行います。

取組	内容
ひきこもりに関する支援	・ひきこもり地域支援センター『きのぼり』等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行います。

## 施策④ 再犯防止等の推進（石井町再犯防止推進計画）

平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すための取組みが進められています。

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び住民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取組	内容
保健医療及び福祉サービスの利用促進	・ 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげます。
非行防止等の取組の推進	・ 青少年の健全な育成のための事業を推進します。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ、町広報誌等において、更生保護の活動や協力雇用主制度の周知を図ります。</li> <li>・ 薬物乱用防止等についての啓発活動を推進します。</li> <li>・ 名西地区保護司会・名西地区更生保護サポートセンター等の活動の促進を支援します。</li> <li>・ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等において、犯罪予防活動や再犯防止に関する広報・啓発活動を実施し、地域住民への理解促進を図ります。</li> </ul>
国・民間団体等との連携強化	・ 国（徳島保護観察所、徳島刑務所、徳島法務少年支援センター、法務省コレワーク四国等）、県、更生保護関係団体等との連携を強化し、再犯防止を推進します。

#### 施策⑤ 虐待防止の推進

関係機関と連携し、虐待やDVの早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する住民への周知・啓発、悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、未然の防止を図ります。

取組	内容
虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に取り組めます。</li> <li>・ 石井町要保護児童対策地域協議会を中心に各機関と連携しながら、児童虐待予防を図ります。各種健診、訪問、相談などをし、居住実態の把握や子育ての不安の解消など、丁寧な関わりを目指します。</li> <li>・ 介護保険事業者や相談窓口担当者に対し、高齢者虐待防止等の対応や介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を推進します。</li> <li>・ 高齢者等への虐待防止を図るため、虐待予防・早期発見・早期対応・アフターケア等の体制が充実するよう、介護保険サービス事業者や民生委員・児童委員、警察等の関係機関との連携を強化します。</li> </ul>

## 基本施策（４）自殺対策の推進（石井町自殺対策計画）

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目にあたる平成28年度に自殺対策基本法が改正されました。改正された自殺対策基本法では、生きることの包括的な支援として自殺対策を実施すべき等を「基本理念」に明記するとともに、全ての都道府県及び市町村において「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

徳島県自殺対策基本計画（第2期）では、『令和5年度までの間、自殺死亡率13.0以下を維持する』という数値目標を掲げていますが、本町の自殺死亡率は令和元年以降13.0以下となっています。

自殺対策基本法の改正を受け、本町のこれまでの取組を継承しつつ、身体的、精神的、経済的な苦しみによって、誰も自殺に追い込まれることのないよう、行政や福祉サービス事業者、地域、学校、家庭などが連携し、見守りや相談支援、健康づくり、生きがいを進めます。

### 施策① 住民への啓発と周知

ストレスやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及と、自殺や精神疾患に対する偏見をなくすため、町広報誌やホームページでの啓発、リーフレットの配布等を実施し、自殺予防週間や自殺対策強化月間における積極的な啓発活動に取り組みます。

取組	内容
相談窓口の設置と正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>・精神疾患やうつ病等についての相談窓口を設置し、継続的なかかわりや相談ができるよう体制を整備します。</li><li>・町広報誌、リーフレット、ポスターの掲示など自殺に関連する事象等について啓発を推進します。また、町の行事などあらゆる機会をとらえて正しい知識を普及していきます。</li><li>・こころの健康や自殺防止に係る講座を設けます。</li><li>・各種健康相談、家庭訪問、がん検診等を実施し、家庭や地域における健康づくりを支援します。</li></ul>

## 施策② 地域におけるネットワークの強化

自殺対策にかかる現状の共有や課題解決に向けた検討を行うために、町ぐるみの連携を図る場づくりが求められます。関係機関や地域団体との協働をめざし、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

取組	内容
関係課・関係機関との連携の強化	・地域の自殺対策に関する連携体制を強化するため、関係機関を含め、相談窓口等においてこころの健康問題を発見した際は、関係課や関係機関につなげます。
地域福祉のネットワークの連携による支援の推進	・様々な問題が自殺リスクにつながる前に、より早い段階で問題解決ができるよう、特定分野における問題についても町全体で解決に向けた連携体制を構築します。

## 施策③ 生きることの促進要因への支援

自殺対策では、個人であっても社会であっても「生きることの阻害要因」（将来への不安や絶望、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らす取り組みとともに、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる関係、やりがいのある仕事や趣味等）を増やしていくことが求められます。

そのため、誰もが生活の悩みや健康の不安等について気軽に相談できる相談窓口を充実させ、複数の問題を抱える人に対しても迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、専門職の積極的な介入による支援を図ります。

取組	内容
相談窓口の充実	・窓口や電話で随時相談に応じることで、本人の不安の軽減を図ります。 ・いじめ問題や子どもに関わる不安に関する各種の相談窓口について、定期的に周知を行います。 ・精神保健福祉相談時に、当事者や家族の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援を行います。 ・住民と接する各種申請、手続き、支払い等において、経済的困難を抱えている状況が想定される場合は、「生きることの促進」のきっかけと捉え、減免や軽減制度の検討、各種相談、貸付、自立相談支援事業等へつなげます。

取組	内容
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、困難やストレスに直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。</li> </ul>
多様な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。</li> <li>・うつ病の早期発見・治療につながるよう、健診等あらゆる機会を通じて適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。</li> <li>・精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神通院医療を受ける方の医療費を支援します。</li> <li>・各学校において、いじめ防止に係る啓発を行います。</li> <li>・虐待に関する通報・相談窓口を設置し、虐待へ対応するとともに、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援につなげます。</li> </ul>
交流・学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の公的施設の利用を促進するとともに、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供します。</li> <li>・老人クラブ活動を支援するほか、高齢者の居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュの場を提供します。</li> <li>・高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を目的に開催する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。</li> <li>・子ども会活動を通じて、子ども・保護者同士の親睦・交流を図り、いじめのない信頼関係の構築を図ります。</li> </ul>

## 基本目標3 福祉のまちづくりの推進

### 基本施策（1）物理的なバリアフリーの推進

福祉課題を抱えている人たちが適切な福祉サービスを利用するためには、施設整備やまちづくりにおける配慮など、利用者が安心してサービスを受けることができる体制が整備されていることが重要となります。

多くの住民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障がい者をはじめ、全ての住民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

#### 施策① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

ユニバーサルデザインの施設整備を推進し、施設のバリアフリー化を進めます。

取組	内容
ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	・町の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	・高齢者、障がい者等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を図ります。
公共施設のサイン（案内）整備の拡充	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備に取り組みます。
公園のバリアフリー化の推進	・トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を図ります。

#### 施策② 移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障がい者、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取組	内容
道路のバリアフリー化の推進	・段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等、町道のバリアフリー化を図ります。
小学校通学路における安全確保	・教育委員会、小学校、道路管理者（町、国及び県）、警察が協働して合同点検を行い、危険箇所の状況に応じた必要な対応策を講じます。

取組	内容
高齢者等の外出の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等で、自動車免許を持っていない又は免許返納されている等、公共交通機関を利用しなければ外出が困難な方に対して、バス・タクシーを利用する際に、その料金の一部を助成する券を交付することで、高齢者等の生活範囲の拡大と社会参加を促進します。</li> <li>・ 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。</li> <li>・ そのほか、地域独自の移動手段を検討していきます。</li> </ul>

## 基本施策（２）心のバリアフリーの推進

住民一人ひとりが福祉に対する関心をさらに高めて地域づくりを促進する必要があることから、児童・生徒やその親世代、高齢者等、あらゆる人に開かれた福祉の学びの機会を設けていく必要があります。

このため、子どもから大人まで、全ての住民が地域に関心を持ち、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

### 施策① 人権意識の高揚

高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者、性的マイノリティ等、あらゆる立場の方に関する人権の啓発と人権教育の推進、差別の解消や男女共同参画社会の推進等、人権に関する様々な取組を進めます。

取組	内容
人権啓発・男女共同参画等への取組	・町広報誌やホームページ等での啓発活動や差別解消に関する取組、家庭や職場等における男女共同参画の推進等により、人権の正しい理解を広め、あらゆる立場の方の人権の尊重につなげます。
学校における人権教育	・次代を支える子どもたちに対して人権に関する正しい理解を深められるよう、学校教育において人権に関する学びに取り組みます。

### 施策② 福祉教育の推進

学校教育や生涯学習活動を通して、住民一人ひとりが幸せや豊かさを実感して人生を過ごせることをめざして、福祉教育を推進します。

取組	内容
学校における福祉教育	・次代を担う子どもたちが、生涯を通して福祉や地域福祉の取組に共感が持てるように、学校教育において福祉に関する学びに取り組みます。
生涯を通じた福祉への学び	・生涯学習活動における講座や講演会等の機会を通して、福祉の学びの機会の提供を図ります。

---

---

## 第5章 計画の推進に向けて

---

---

### 1 地域共生社会の実現に向けた体制整備

#### (1) 行政と社協の連携強化

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野、生活環境など、様々な分野との連携が必要になります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有を図ります。

また、行政と社協が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を図ります。行政と社協の役割について、役割が重複する分野においては、情報共有をより強化しながら、ワンストップ的な対応ができる体制を整備します。

#### (2) 住民、事業所等との連携強化

地域福祉の推進には、住民の協力が不可欠です。住民が地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を町広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して広く住民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域組織、住民活動グループ、福祉サービス事業者、学校、企業等が連携しながら地域福祉を推進できるよう、地域ケア会議、障がい者地域自立支援協議会、子ども・子育て会議等の場を活用したネットワーク体制の強化を図ります。

### 2 計画の進行管理

#### (1) 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう取組を進めます。

## (2) 計画の取組指標

本計画の理念である「地域共生社会の実現」に向け、本計画期間内に重点的に取り組む項目の指標をあげています。本計画の進行管理に活用し、毎年その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も随時行っていきます。

基本目標	指標	現状	目標 (令和8年度)
1 地域の力による福祉活動の展開	ボランティア登録者数	1,144人 (令和2年度)	1,450人
	認知症サポーター養成数	1,570人 (令和3年度)	1,700人
	地域ケア会議の開催回数	コロナ禍により1回 (令和2年度)	年に6回
2 地域の生活を支える包括的支援体制の整備	町民アンケートで『福祉サービスを必要としたときに、確実に安心して利用できるまちだと思ふ』の間に「そう思う」または「まあそう思う」と回答した割合	59.2% (令和3年度)	65%
	町民アンケートで『誰もが安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門家などの人材が整っていると思ふ』の間に「そう思う」または「まあそう思う」と回答した割合	41.0% (令和3年度)	45%
	「いしいアプリ」の登録者数	1,537人 (令和3年度)	1,600人
3 福祉のまちづくりの推進	高齢者外出支援事業申請者数	950人 (令和3年度)	1,000人
	障がい者移動支援事業	50人 (令和3年度)	60人

## 資料編

### 石井町地域福祉計画策定委員会委員

(敬称略)

氏 名	役 職	備 考
阿部 龍裕	副町長	
田中 達也	参事	
米田 智己	子育て支援課長	
岡田 匡範	長寿社会課長	
河崎 洋子	健康増進課長	
三河 和彦	危機管理課長	
川端 辰雄	石井町民生委員児童委員協議会会長	
島野 政勝	石井町身体障害者連合会会長	委員長
木村 勇人	石井町社会福祉協議会局長	
富士原 晴己	がん対策保健推進員	
仁木 喜久美	石井町はぐくみ子育て応援団会長	副委員長
福生 量雄	石井町藤クラブ連合会会長	
岩本 光雄	石井町自主防災組織連絡協議会会長	

## 石井町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第31の規定に基づき、地域における高齢者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項等を一体的に定める計画を策定するため、石井町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画案の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 長寿社会課長、子育て支援課長、危機管理課長、健康増進課長
- (2) 福祉、医療・保健、防災関係の団体代表者等

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

## 石井町地域福祉計画

発行年月 令和4年3月

発行者 石井町

〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

編集 石井町福祉生活課

TEL 088-674-1116 FAX 088-675-1500